

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業
(ケーブルテレビ光化等整備支援事業)

実施マニュアル

(Ver 2.1)

令和 7 年 4 月

総 務 省
情報流通行政局
衛星・地域放送課
地域放送推進室

【 目 次 】

I 総論	1
「ケーブルテレビ光化等整備支援事業」実施マニュアルの位置付け	1
II 交付申請事務マニュアル	2
1 事務のフローチャート 直接補助事業（※）	2
2 「ケーブルテレビ光化等整備支援事業」の内容	3
3 交付額	7
4 事業実施期間	7
5 補助対象範囲・経費	8
II 5－別紙	12
II 5－別表 1	13
II 5－別表 2	14
6 補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け	15
7 公募・交付申請書の作成と確認のポイントについて	15
8 災害復旧事業について	17
9 その他	19
（1）書類の提出	19
（2）事業採択について	19
（3）耐震性の確保	19
II 9－別紙 1	21
II 9－別紙 2	23
資料 1	24
資料 2	26
資料 3－1	28
資料 3－2	29
資料 4	32
資料 5	33
資料 6－1	34
資料 6－2	35
資料 7	36
資料 8－1	37
資料 8－2	38
資料 9－1	39
資料 9－2	40
資料 10	42
資料 11－1	44
資料 11－2	45
III 交付決定	46
1 交付先の決定方法	46

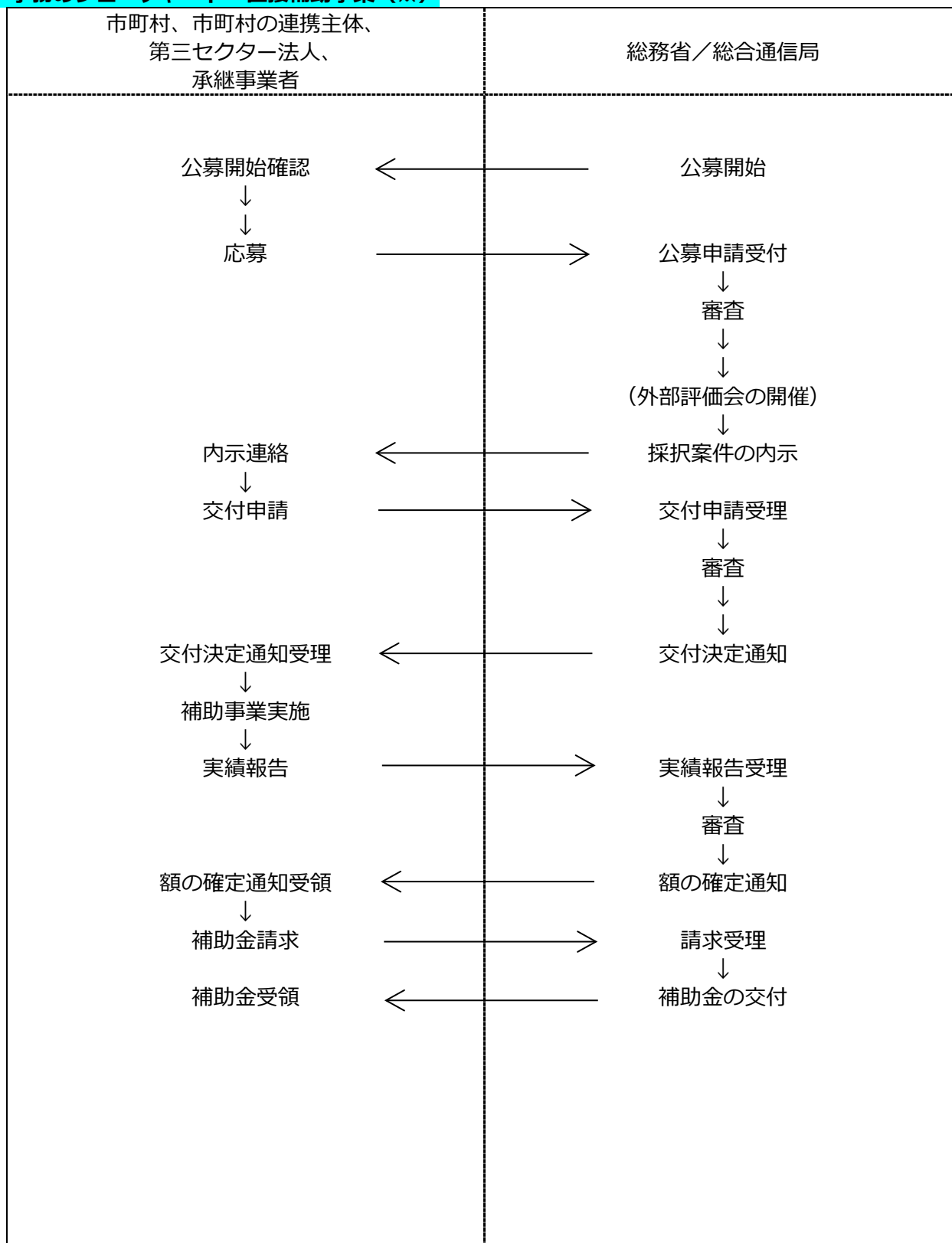
2 追加資料の提出等	46
3 申請内容の確認・採択・修正	46
4 交付手続き	46
5 事業の実施	46
6 報告	47
IV 交付決定後について	48
1 契約について	48
2 計画変更等について	49
3 差金回収について	51
V 実績報告事務マニュアル	52
1 実績報告書の作成について	52
V 1－別紙 1	54
V 1－別紙 2	55
V 1－別紙 3	56
V 1－別紙 4	57
2 経理等について	59
V 2－別紙	60
資料 1 2	61
資料 1 3－1	63
資料 1 3－2	64
資料 1 4－1	65
資料 1 4－2	66
資料 1 5	67
資料 1 6	68
VI 財産処分について	69
1 財産処分の種類について	69
2 財産処分の申請について	69
VII Q & A	71
【当整備事業用オリジナルQ & A】	71
【これまでの補助事業用Q & Aからの抜粋】	80
VIII 参照条文	87

「ケーブルテレビ光化等整備支援事業」実施マニュアルの位置付け

ケーブルテレビ光化等整備支援事業（以下「補助事業」という。）の事務手続については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱（総情域第9号(H29.2.8)。以下「交付要綱」という。）によるほか、本実施マニュアルに基づいて実施するものとする。本事業の実施に当たっては、上記の法令、交付要綱及び本実施マニュアルを熟読の上、遵守すること。

Ⅱ 交付申請事務マニュアル

1 事務のフローチャート 直接補助事業（※）



（※）本補助事業は、国から市町村、市町村の連携主体、第三セクター法人又は承継事業者に対して直接補助を行うものである。

2 「ケーブルテレビ光化等整備支援事業」の内容

「ケーブルテレビ光化等整備支援事業」の内容については、交付要綱第3条（定義）で、この要綱において、「補助事業」とは、地域における放送ネットワークの整備（中略）を図るための事業であって、次に掲げるものをいう。

（9）ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

① ケーブルテレビ光化等整備支援事業

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークについて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像の視聴環境の構築に資する観点から、以下の（ア）に該当する地域（業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあつては、以下の（ア）及び（イ）に該当する地域）において行う次の各号の事業をいう。

ア ネットワークの光化及び送受信設備等の整備を行う事業であつて、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人（市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける等により、当該事業を承継事業者が行う場合にあっては、承継事業者）が行うもの。

イ 市町村又は市町村の連携主体の所有する光化されたケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける等に伴うネットワーク及び送受信設備等の整備を行う事業であつて、承継事業者が行うもの。

（ア） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画にケーブルテレビの位置付けに関する記載がある市町村

（イ） 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域

- 一 離島
- 二 豪雪地帯
- 三 辺地
- 四 山村
- 五 半島
- 六 特定農山村
- 七 過疎地域

と定義している。

これを解説すると、

① 市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークについて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像の視聴環境の構築に資する観点から、以下の（ア）に該当する地域（業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあつては、以下の（ア）及び（イ）に該当する地域）において行う次の各号の事業をいう。

ア ネットワークの光化及び送受信設備等の整備を行う事業であつて、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人（市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける等により、当該事業を承継事業者が行う場合にあっては、承継事業者）が行うもの。

イ 市町村又は市町村の連携主体の所有する光化されたケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける等に伴うネットワーク及び送受信設備等の整備を行う事業であつて、承継事業者が行うもの。

→ 本補助事業は、市町村（公設公営、公設民営（IRU契約））又は第三セクター法人が所有する形態のケーブルテレビネットワークの光化（FTTH化）及び送受信設備等の整備又は光化されていない視聴施設から光化されたケーブルテレビによる視聴環境へ移行する場合のネットワーク整備を図ることを補助の対象としている。このため、既設の光ファイバーを単に新たな光ファイバーへ置き換えることを目的としている場合は本補助事業の対象外である。

ただし、光化されたネットワーク及び送受信設備等の整備を行う事業であつて、市町村又は市町村の連携主体の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける等に伴うネットワーク及び送受信設備等の整備を行う事業であつて、承継事業者が行うものについても補助の対象としており、この場合は、既設の光ファイバーの新たな光ファイバーへの置き換えについても補助対象となる。

→ 本事業において「第三セクター法人」とは、都道府県又は市町村からの出資を受けている民間事業者を指す。

→ 本事業において「業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業」とは、本事業は優先度をつけて支援を行う観点から、一定以上の業務区域で業務を行っている者が行う事業については、条件不利地域を有する区域を整備する場合に限ることとしており、具体的には、補助事業を実施しようとする者について、業務区域の市町村の数が10を超える場合、条件不利地域を有する区域を整備する場合に限ることとしている。

業務区域の市町村の数で該当性を判断することとなるが、例えば、横浜市（中区・西区）及び仙台市（青葉区・泉区）で業務を行っている場合、業務区域の数は2となる。

また、①放送サービスの提供者と設備所有者が同一である場合と、②放送サービスの提供者と設備所有者が異なる場合については、それぞれ別の者として業務区域の数を数えることになる。例えば、①A社が設備を所有して放送サービスを提供している業務区域の市町村の数が6であり、かつ、②放送サービス提供はA社だが設備の所有者がB市（B社）である業務区域の市町村の数が5である場合、①②いずれにおいても業務区域の市町村の数は10を超えていないことから、A社は10を超える者に該当しない。

→ 本補助事業は、ケーブルテレビネットワークを通じて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像（4K・8K）の視聴環境の構築に資することを目的としているので、①ケーブルテレビネットワークに該当しない通信網の光化、②ケーブルテレビネットワークに該当していても通信目的に該当する部分の光化は認められない。

→ なお、市町村又は第三セクター法人所有のケーブルテレビを国が支援するのは、災害時に住民への情報伝達責任を一義的に有する地方公共団体にとって、ケーブルテレビは、家庭にあるテレビを通じて防災・減災情報を発信できる情報伝達手段として高く評価されていること、更に、これまで国がケーブルテレビの事業基盤であるネットワークの整備を支援してきた実績があること（新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業（平成6年度～平成17年度）、地域情報通信基盤整備推進事業（ICT交付金）（平成18年度～平成21年度）、地域公共ネットワーク等強靱化事業（平成24年度～平成28年度）、放送ネットワーク整備支援事業（平成29年度～））等を考慮したものである。

(承継事業者が事業主体となる場合について)

- 公設によるケーブルテレビネットワークの民間移行に係るニーズを踏まえ、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受けること等により、ケーブルテレビの業務の提供についてこれらの者が担ってきた役割を継続して果たす者（承継事業者）についても実施主体としている。
- 承継事業者とは、交付要綱において「市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受けること等により、ケーブルテレビの業務の提供についてこれらの者が担ってきた役割を継続して果たす者をいう。」と定義されている。これには、通信事業者とケーブルテレビ事業者が連携して、通信事業者のブロードバンド回線を通じてケーブルテレビ事業者が放送を行う場合も含まれる。
- 承継事業者は、市町村等の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受けてケーブルテレビの業務を行うことが一般的と見込まれるが、例えばネットワークの一部についてのみ譲渡を受け、老朽化した部分については新規で設置するケースなど態様は様々であると考えられることから、「譲渡を受けること等」としている。
なお、市町村等から承継事業者へのケーブルテレビネットワークの譲渡は、公募申請前に譲渡が完了していることが望ましいが、協定書等が取り交わされ、補助事業期間内に譲渡が完了することが確認できればよい。
- 光化されているケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける場合については、市町村又は市町村の連携主体の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける等に伴うネットワーク及び送受信設備等の整備を行う事業であって、承継事業者が行う場合に限り、補助対象となる。第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける場合は対象とならない。
- また、承継事業者は、「ケーブルテレビの業務の提供についてこれらの者が担ってきた役割を継続して果たす」ことが求められる。具体的な要件としては次の内容を指しており、承継事業者が役割を継続して果たすことについて、市町村等との間で締結した協定書等により証することが必要である。
 - ・既存の加入者については、希望する全ての者にサービスを引き続き提供すること。
 - ・非常時等の情報伝達について、市町村等と協力体制が構築されていること。

②（ア） 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画にケーブルテレビの位置付けに関する記載がある市町村

- 「地域防災計画」とは、一定の地域に係る防災に関する計画のことであり、本要綱では、市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成する「市町村地域防災計画」のことを指している。
- 市町村地域防災計画は、防災に関して当該市町村の処理すべき事務及び市町村の地域に係る公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災に関して処理すべき業務等を定めるものである（災害対策基本法第 42 条）。市町村地域防災計画に掲げるべき事項には、「災害に関する予報又は警報の発表及び伝達に関する事項」と「避難に関する事項」とが含まれている。
- 特に「避難に関する事項」は、市町村の災害対策の中で最も重要なものの一つであり、市町村長には災害全般についての避難のための立退き勧告若しくは指示又は屋内での退避などの安全確保措置の指示の権限がある（災害対策基本法第 60 条）。
- 市町村地域防災計画におけるケーブルテレビの位置付けに関する記載は、上記を踏まえて、具体的には、①ケーブルテレビ事業者名の記載があること（地域防災計画の中で、指定地方公共機関又は公共的団体その他防災上重要な施設の管理者として事業者名が明記されている）、②手段としてケーブルテレビが記載されている（地域防災計画の中で、警報の伝達及び警告、避難指示等における手段として、ケーブルテレビが明記されている）
のいずれか等を想定している。
- なお、第三セクターの事業者について、地域防災計画での記載があることをもって、整備対象地域の自治体における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保することにつながり、公的な関係が認められるので、当該自治体からの出資は必須ではない。

③（イ） 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域。

- 優先度をつけて支援を行う観点から、業務区域の市町村の数が 10 を超える者が行う事業については、条件不利地域を有する区域を整備する場合に限ることとしている。

（注）離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村又は過疎地域とは、それぞれ次に掲げる地域をいう。

離島	離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する沖縄をいう。
豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。
辺地	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地をいう。
山村	山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。
半島	半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。
特定農山村	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域をいう。
過疎地域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域をいう。

3 交付額

交付額は予算の範囲内において、次の表のとおりとする。

実施する事業	補助申請の主体	財政力指数	補助額
・ケーブルテレビネットワークの光化 ・ケーブルテレビネットワークの光化に伴う民設移行（承継事業制度）	市町村、市町村の連携主体又は承継事業者（市町村又は市町村の連携主体の承継事業者に限る。）	0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域において事業を行う市町村※	補助対象経費の2分の1に相当する額
		0.5超	補助対象経費の3分の1に相当する額
	第三セクター法人又は承継事業者（第三セクター法人の承継事業者に限る。）		補助対象経費の3分の1に相当する額
光化された公設ネットワークの民設移行（承継事業制度）	承継事業者（市町村又は市町村の連携主体の承継事業者に限る。）		補助対象経費の3分の1に相当する額
ケーブルテレビ関連設備災害復旧事業（令和6年能登半島地震により被害を受けた設備の復旧を行う場合を除く。）	市町村、市町村の連携主体、第三セクター法人又は承継事業者		補助対象経費の2分の1に相当する額
ケーブルテレビ関連設備災害復旧事業（令和6年能登半島地震により被害を受けた設備の復旧を行う場合に限る。）	市町村、市町村の連携主体、第三セクター法人又は承継事業者		補助対象経費の3分の2に相当する額

なお、交付下限額が100万円（ケーブルテレビ関連設備災害復旧事業は交付下限額なし）のため、1事業に係る交付要綱第5条の表の左欄に掲げる区分ごとに、財政力指数が0.5以下の市町村、市町村の連携主体又はこれらの承継事業者の場合は事業費200万円以上、財政力指数が0.5超の市町村、市町村の連携主体若しくはこれらの承継事業者又は第三セクター法人若しくはこの承継事業者の場合は事業費300万円以上の事業を対象とする。

※合併前の市町村単位では財政力指数が0.5以下であった場合の当該合併前の市町村域は、合併前の財政力指数を用いることができる。

4 事業実施期間

（1）単年度事業

補助事業は単年度事業であるため、原則年度内に事業が完了していなくてはならない。したがって、補助事業の翌年度繰越は原則認められない。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、適正化法第7条第1項第5号及び交付要綱第10条（事故の報告）に基づき当該年度内の執行が困難と見込まれることが分かった時点で速やかに総務省へ相談の上、総務大臣に上記の事故報告を提出し指示を受けること。

（2）補助事業の完了について

補助事業は交付申請書に記載した完了予定日までに完了している必要がある。この場合、補助事業の完了とは、単に工事が完了するだけでなく、整備された施設・設備が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることをいう。

(3) 引込線切替工事について

実施主体においては、補助事業の申請に当たり引込線切替工事の実施計画（整備年数、具体的な切替方法等）を整備計画書に記載すること。

また、引込線切替工事については、補助対象外の整備であっても補助目的の「耐災害性強化」の発現の観点から早期に完了することが重要であり、補助事業完了後３年程度で終了する計画が妥当と考えられる。この引込線切替工事の計画は、採択に際して審査の対象となる。

なお、実施主体は、総務省が事業終了後に定期的に実施する引込線切替工事進捗調査に回答すること。

回答の結果、引込線切替工事が進捗していない場合、その原因を調査し、指導・助言等を行うことがある。

5 補助対象範囲・経費

(1) 補助対象範囲の考え方

「補助対象設備」「補助対象経費」については、交付要綱別表（第４条関係）で、別表（第４条関係）

事業の区分	交付対象経費区分	内容
ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	施設・設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 (ア) 局舎・センター施設 (イ) 鉄塔 (ウ) 外構施設 (エ) 伝送路設備 (オ) 無線アクセス装置 (カ) 送受信装置 (キ) 構内伝送路 (ク) 電源設備（予備電源設備を含む） (ケ) 監視制御・測定装置 (コ) ヘッドエンド装置 (サ) その他事業を実施するために必要な経費 (2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) 附帯工事費
	用地取得費・道路費	(1) 前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） (2) 附帯工事費
	企画・開発費	(1) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） (2) その他事業を実施するために必要な経費

と規定されている。これを具体的に示すと、

①施設・設備費

事業に必要な設備の設置等に要する経費

メニュー	内容及び設備例
(ア)局舎・センター施設	放送・映像等の送受信、中継、編集等の拠点となる施設 ○屋内設置型（施設内の一部に中継機器及びラック等を設置） ○屋外設置型（屋外に専用ボックスや施設を設置） ○鉄塔取り付け型（中継無線などの場合、無線機器を見通しのよい場所に設置） 局舎・センター施設については、新設と改修による場合があり、新設の場合には、施設全体が補助対象となる単独建物と、補助対象外の施設との合築により整備される合築建物がある。 ○単独建物：事業を実施に当たり最低限必要な施設が補助対象となる。

	○合築建物：他事業における局舎や役所等と「合築」する場合も補助対象となる。 また、補助対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。 ○床上げ工事：電源、構内伝送路等の配線を収容可能とする二重床化、仕上げ工事 ○空調設備工事：空調機の設置工事、配管工事 ○電気設備工事：電源の増設工事、配線工事 ○躯体補強工事：床荷重増加に対応するための床下の梁増強工事 ○内装工事：間仕切り工事（壁等の設置）、天井工事 ○撤去工事：配線の撤去工事、産廃処理費用等
(イ)鉄塔	無線アクセス装置等を設置する施設
(ウ)外構施設	センター・局舎施設等を建設する際に設置する柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、舗装 等
(エ)伝送路設備	放送・映像等を伝送するための線路設備 ○ＯＬＴ ○線路（光ファイバーケーブル、光増幅器、クロージャ、光成端架等） ○中継装置（海底中継装置を含む） ○分岐装置（海底分岐装置を含む） ○多重化装置 ○変調装置 等
(オ)無線アクセス装置	各種データを、電波により送受信可能な形式に変換することにより、アンテナを経由して送受信を行うための送受信設備及びアンテナ設備から構成される装置 ※ 映像等を送受信するためのアンテナ（受信アンテナ、送信アンテナ、アンテナ架、アンテナ支柱 等）を含む
(カ)送受信装置	伝送路設備又は構内伝送路を通じてデータや映像情報等を伝送するための装置（セキュリティ対策用装置も含む） ○ルータ ○Ｌ２／Ｌ３ スイッチ ○サーバ（WWW、DNS、プロキシサーバ、ファイアウォール 等） ○ケーブルモデム ○運用管理用ＰＣ ○Ｖ－ＯＮＵ ○ＳＴＢ 等
(キ)構内伝送路	局舎・センター施設内等において整備する送受信装置等の各種データや映像情報等を伝送するために必要なケーブル、配管、ケーブルラック等 ○ＬＡＮケーブル ○構内光ケーブル ○ＵＴＰケーブル 等
(ク)電源設備（予備電源設備を含む）	局舎・センター施設等において、各機器への電源を安定供給するための設備 ○受電設備（受電盤、分電盤、電線引き込み送電線、ＰＳ柱） ○電源設備（必要十分な発電能力がある予備電源、耐電トランス、整流器、無停電電源装置、発電・蓄電装置、燃料タンク、発動発電機、可搬型電源設備、移動電源車 等）等

(ケ)監視制御・測定装置	放送・映像等を安定して加入者に提供するために設備を管理、測定する装置 ○ステータスマニタ ○ネットワーク監視装置 ○測定装置 ○システム監視装置 ○遠隔制御装置 ○高機能制御監視受信機 等
(コ)ヘッドエンド装置	前置増幅器、受信増幅器、チューナ、E P G、多重化装置、変調器混合 等
附帯工事費	事業の工事全般に係る以下の経費 ○調査設計費：決定後に実施する現場調査、詳細設計（注） ○施工・構築費（注） ○改修補強費：施設および電柱（自営柱、電力柱、N T T 柱等）等の改修・補強に係る費用 ○諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等） 等
その他事業を実施するために必要な経費	—

（注）調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。

② 用地取得費・道路費

用地取得費・道路費	局舎、新設電柱などを建設する際に必要最低限の用地・道路について支援対象とする。 ○用地取得費 ○取り付け道路整備費 原則として最短の経路で構築し、それができない場合に限り、合理的な必要性を説明できる経路・距離であることが求められる。 例えば、センター施設の整備に伴って必然的に発生する道路や、局舎以外に利用されない道路等が対象として認められる。
附帯工事費	—

③企画・開発費

事業を実施する上で必要となるシステムの企画・開発に要する経費

メニュー	内容及び具体例
ソフトウェア購入費	事業を実施する上で必要となるソフトウェア購入費用（パッケージ購入費、ライセンス費 等） Ⅱ 5－別紙参照
その他事業を実施するために必要な経費	—

(2) 補助対象とならない経費等

ア 交付要綱上は補助対象と位置付けられている対象設備であっても、補助事業の目的に沿わないもの。	
イ 交付要綱上は補助対象と位置付けられている対象設備であっても、使用目的や効果が不明確であるもの。	
ウ 補助事業期間内に供用されない設備等。	
エ 交付決定前に実施した工事費用等	事前着工（注）した工事費用。 （注）交付決定日より前に締結された契約（※）及び工事着工をいう。 （※）「交付決定日前に締結された契約」とは、契約日又は仮契約日が交付決定日前のことを指す。
オ ランニングコスト	○共架費（電柱使用料） ○光ファイバーケーブル、各種機器等の保守・維持管理費・修繕費用 ○光ファイバーケーブル等の共架のための電柱使用料、支障移転費用 ○管路使用料 ○コロケーション（通信事業者等の局内に通信機器を設置する）費用 ○電波利用料 ○海底ケーブル等敷設に伴う漁業補償費（障害対応等、作業時の漁業補償等） ○番組ソフト制作費 ○地方公共団体が住民に対して通信サービスを提供する場合の提供エリア外のインターネット接続事業者との接続に係る費用等
カ 消費税	第三セクター法人及び承継事業者に対しては補助対象外とする。

(3) 補助対象設備、補助対象外設備を審査する際の基本的考え方

- ア 整備しようとする施設・設備が交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致しているか。
- イ 余分なもの、過剰なものを整備していないか。
- ウ 補助目的に合致しない設備は、たとえ上記（1）①～③に該当しても、補助対象設備とは認められない。（使用時期が未定、使用目的や効果が不明確 等）
- エ 整備した施設・設備が将来的に継続して使用が見込めるものであるか。
市町村合併などを予定している場合には、新市町村等で整備された施設・設備が引き続き有効活用されるものであるか。
- オ ICT関連機器は技術革新が著しく、陳腐化も激しいものであることから、耐用年数が満了する前に、十分な効果が発揮できなくなるようなものでないか。
- カ 過剰な設備整備にならないか。既存のインフラを有効活用できているか。既設の未利用施設・設備があるにも関わらず、同様の物を整備してしまうようなものでないか。

ソフトウェアの補助対象範囲

ソフトウェアの補助対象は以下のものとする。

1. パソコン（Ⅱ ５－別表 1）

基本ソフト（OS）、ワープロソフト、表計算ソフト、メールソフト及びセキュリティソフト並びにこれらに附属するソフト。

また、一般的な販売形態により購入した結果、パソコンのパッケージとして附属し、価格が算出できないソフトについては、一体的に補助対象とする。

2. サーバ（Ⅱ ５－別表 1）

補助事業で整備するハードに導入するソフトのうち、当該事業のネットワーク及びシステムの機能の確保のために必要最小限のソフト及びこれらに附属するソフト。

また、ファイアウォール専用機等必要な機能と専用の筐体が一体化されている装置については、一体的に補助対象とする。

3. ケーブルテレビ関連

Ⅱ ５－別表 2 太枠内とする。

4. インストール費、設定費、設計費について

ソフトウェアのインストール費及びシステムを動作させるための設定・設計費について、Ⅱ ５－別表 1、2 の補助対象範囲のものについて認められる。その場合は、それぞれの費目を別に計上して、見積書（請求書）等に記載すること。なお、補助対象外ソフトの導入を妨げるものではないが、補助対象及び補助対象外のソフトウェアを合わせて購入する場合は、補助対象となるソフトウェアを区分すること。おって、セキュリティソフトについては、新種のウイルスに対応するため、導入後、一定期間ごとに料金を支払い、ウイルス定義ファイルのダウンロードの権利を更新（又は取得）する仕組みがあるが、このような場合については、インストールする補助対象のパソコン・サーバの処分制限期間（総務省所管補助金等交付規則別表 参照）以上の使用期間が確保できるセキュリティソフトの購入費は補助対象とし、ウイルス定義ファイルのダウンロードの権利のみに係る経費については補助対象外とする。

（注） 「ソフトウェア購入費」、「ライセンス費」とは、CD-ROM等メディアの有無にかかわらずソフトウェア（ライセンス）の使用期間の期限が定められていないものについて「ソフトウェア購入費」、ソフトウェア（ライセンス）の使用期間が定められているものであって、提供されている最短の使用期間のものを「ライセンス費」という。なお、ライセンス費については、重複投資とならないように、従前の契約内容を確認すること。

補助対象とする具体的なソフトウェア（PC、サーバ）

区分	対象ソフト	必要な機能の概要	備考
① 基本ソフト	OS	入出力機能やディスクやメモリの管理など、アプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理する。	OS：オペレーティングシステム
②各サーバの管理・運用に必要なソフト	UPSソフト	電池や発電機を内蔵し、停電時でもしばらくの間コンピュータに電気を供給する装置を管理する。	UPS：Uninterruptible Power Supply（無停電電源装置）
	ウイルス対策ソフト	コンピュータウイルスを検出、駆除等する。（個別サーバ用）【ウイルス検出／駆除／キックバック機能】	
	RAIDソフト	複数のハードディスクをまとめて1台のハードディスクとして管理する。	RAID：Redundant Arrays of Inexpensive Disks 別名：ディスクアレイ
	システムバックアップソフト	サーバに保存されたプログラムを、破損やコンピュータウイルス感染などの事態に備え、バックアップする。	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	Proxyソフト	内部ネットワークとインターネットの境にあって、直接インターネットに接続できない内部ネットワークのコンピュータに代わって、「代理」としてインターネットとの接続を行う。【代理アクセス／キャッシュ機能】	
	FireWallソフト（ネットワーク監視ソフト）	外部ネットワーク等を通じて第三者が侵入し、データやプログラムの盗み見・改ざん・破壊などが行われることのないように、外部との境界を流れるデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断する。【セキュリティ／ウイルス対策／認証機能】	ウイルス対策用ソフトとしては、ゲートウェイ用、ネットワーク用等個別のハード向けのウイルス対策ソフト以外が該当。
	ネットワーク管理ソフト	構成管理、障害管理、性能管理等ネットワーク全体の管理を行う。	
	FTPソフト	クライアントとサーバ間のファイル転送を行う。【大容量データの送受信機能】	FTP：File Transfer Protocol
	暗号化ソフト	ネットワークを通じて文書や画像等データをやり取りする際に、通信途中で第三者に盗み見られたり改ざんされたりされないよう、決まった規則に従ってデータを変換する。【暗号化によるデータ保護通信機能】	
	負荷分散ソフト	各種サーバへのアクセスを、複数のサーバに振り分けるなど負荷分散を行う。【アクセス集中時のレスポンス低下回避機能】	SLB（Server Load Balancing）等
	LDAPソフト	イントラネットなどのTCP/IPネットワークで、ディレクトリデータベースにアクセスを可能とする。【合併及び広域連携活用でのドメイン管理機能】	LDAP：Lightweight Directory Access Protocol ディレクトリサービス：ネットワーク上の資源とその属性とを記憶し、検索できるようにしたシステム。Eメールやネットワーク資源の管理を一括化し、負担軽減が可能。

注：整備（使用）計画を策定する際、整備するソフトについて「対象ソフト」の区分に従って分類する必要がある。区分等に疑義が生じた場合は個別に相談すること。

補助金において補助対象とするソフト及びインストールの範囲について

Ⅱ 5－別表2

ソフトの種類及び主な目的	主なソフト例	ソフトの詳細	ソフトに対応するハード(設備)	補助対象の適否		備 考
				ソフト	インストール等	
⑤エンドユーザ向けアプリケーションソフト	・データベースサーバ・コンテンツソフト	・加入者が利用するコンテンツのデータベース	・サーバ	×	×	加入者が利用するソフト
	・WWWサーバソフト	・www(World Wide Web)を実現する ・HTTPを使って送られる利用者からのリクエストにしたがってWebページのデータを利用者に送る	・サーバ	×	×	〃
	・施設予約管理ソフト			×	×	
	・図書情報管理ソフト			×	×	
	・教育用ソフト など			×	×	
④事業を実施するために必要な基礎的ソフト	・音声告知システム・コンテンツサーバソフト	・利用者(自治体や消防署などの情報提供者や加入者)コンテンツのデータベース ・放送グループ管理 ・端末の認証管理 ・放送配信および配信制御	・サーバ	○	○	
	・加入者管理システムソフト	・顧客情報(契約内容、個人情報等)管理 ・端末取り付け工事情報(ワークフロー)管理 ・機器在庫情報管理 ・システム制御(デジタル機器インタフェース、ホームターミナル、セットトップボックス制御と連携)	・サーバ ・ネットワーク機器	○	○	
	・自主放送送出システム・自動送出装置ソフト	・VTRまたはサーバに格納している番組やCMの中で、決められた番組やCMを決められた時間に再生し配信、停止する	・サーバ ・ネットワーク機器	○	○	
	・自主放送編集設備・編集ソフト	・番組素材を加工(必要、不必要部分を選別)し、特殊効果を付加して番組として完成させる	・PC	○	○	
	・EPG編集装置・編集ソフト	・番組名、番組内容、配給会社ロゴ等入力 ・コピー防止機能設定 ・音声種別設定	・サーバ ・PC(操作用)	○	○	
	・データベース構築・管理用ソフト			○	○	
	・データベースバックアップソフト など			○	○	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	・伝送路監視装置・監視ソフト	・伝送路機器(能動機器)の状態監視、機器動作制御	・サーバ ・PC(操作用) ・通信用モデム	○	○	
	・音声告知放送システム・放送制御ソフト	・告知放送番組の登録・管理 ・定時放送、自動放送の番組送出 ・緊急放送の割り込み処理	・サーバ	○	○	
	・デジタル放送多重化制御装置・制御ソフト	・CATVデジタル放送の信号多重化設定、制御、監視	・PC	○	○	
	・ケーブルモデムシステム・管理ソフト	・ケーブルモデム登録・管理 ・ケーブルモデム状態監視 ・サービスレベル(速度制限、フィルタ等)設定	・サーバ	○	○	
	・Proxyソフト			○	○	
	・ネットワーク監視・管理用ソフト			○	○	
	・FTPソフト など			○	○	
②ハード機器の管理・運用に必要なソフト	・ホームターミナル制御ソフト	・番組(ホームターミナル)の視聴可否を制御	・PC ・通信用モデム	○	○	
	・セットトップボックス制御ソフト	・番組(セットトップボックス)の視聴可否を制御 ・許可していないセットトップボックスでの不正視聴防止	・FC(通信制御部) ・PC(STB制御部)	○	○	
	・バックアップソフト			○	○	
	・セキュリティソフト			○	○	
	・UPSソフト など			○	○	
①基本ソフト	・OS(オペレーティングシステム)			○	○	

インストール等経費については、補助対象ソフトへのインストール、設計・設定費についてのみ適とする。ただし、この場合、適としたソフトへのインストール経費、設計・設定費を明確にしておくこと。

6 補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け

補助事業と他事業（単独事業、他省庁国庫補助事業等）を併せて実施する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則である。

また、他省庁の国庫補助事業等と併せて実施している場合は、当該省庁と調整をする必要がある。基本的な考え方は以下のとおり。

（１）費用按分が必要なケース

- ・事業目的以外の利用のために芯線や機器等の施設・設備を追加整備する場合
- ・事業目的以外のネットワークと相互接続するための芯線や機器等の施設・設備を整備する場合
- ・その他事業内容に照らして過大と判断される施設・設備を整備する場合（当該部分を補助対象外とする場合）等

（２）費用按分の対象経費

- ・単独事業等と一部でも共用される施設・設備に係る設置経費、工事費、共通経費
- ・出精値引き等（実績報告時）
- ・消費税
- ・消費税仕入控除税額

（３）費用按分方法の基本的考え方

- ・伝送路を共用する場合は使用芯線数による比例按分を基本とする
- ・その他ケースに応じて個別に判断する。

7 公募・交付申請書の作成と確認のポイントについて

（公募申請にあたっての留意点）

- i 公募は、申請主体から公募申請された実施内容について、公募要領に定める評価基準に基づき、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況・予算額等を勘案して、事業採択の内示を行うものである。
- ii 補助金の額が交付要綱第5条の表の左欄に掲げる区分ごとに100万円未満となる事業は、補助事業に馴染まないため注意が必要。複数の事業区分に基づいて補助事業を行う場合に、1つの申請書で100万円を超えるものであっても、1区分の補助金額が100万円未満となる場合は、100万円未満の区分は対象外となる。

（交付申請にあたっての留意点）

交付申請及びそれに伴う交付決定は、補助事業の具体的な実施内容と事業費を決定するものである。したがって、交付決定後に実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。

（１）申請書の作成について

① はじめに

- ア 交付要綱様式第1号により作成する申請書（資料1）、同様式別紙1「補助事業の概要」（資料2）及び別紙3「工事概要書」（資料10）、見積書等は内容を必ず一致させること。
- イ 申請を行おうとする補助金以外に、関連する国庫補助事業又は単独事業を一体的に実施している（予定も含む）場合は、補助金と別事業の区分が分かるようにすること。
また、見積書等の添付資料については、事業ごとに対象事業が分かるよう記載もしくは色分け等を行うこと。

② 申請書の構成について

以下の資料を順番に編さんのこと。詳細についてはⅡ 9－別紙1を参照すること。

- ア 公募申請書（Ⅱ 9－別紙2）
- イ 交付申請書（交付要綱様式第1号）（資料1）
- ウ 補助事業の概要（交付要綱様式第1号別紙1第11（資料2））

工 地域防災計画(資料3-1)、整備計画書(資料3-2)及び添付書類(資料4～資料8-2等)

オ 見積書(資料9-1、9-2)

- ・ 見積書は総括表と内訳表の二つを作成すること。見積書の作成は、補助事業者が自ら作成すること。
- ・ 事業費算出の根拠となることから、正確な積算であるかどうか、必ず検算を行うこと。以下の「見積書の作成及び確認留意点」を参照すること。
- ・ 見積書の記載されている費目が、Ⅱ 5の「補助対象範囲・経費」のいずれに合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は必ず総務省に相談すること。

カ 工事概要書（交付要綱様式第1号別紙3(資料10)）

キ 補助事業を連携主体が行う場合、次の資料

- ・ その連携主体を構成する全団体を列記したもの
- ・ 申請書を提出する市町村が、連携主体の代表団体であることが確認できるもの

ク 口座設置届出書(資料11-1)

ケ ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書(資料11-2)

コ 参考資料

下記の場合は、ア～キの補足説明資料（理由書等を含む）を添付のこと。

例) 他事業との費用按分整理ペーパー（単独事業等と一体的に実施している場合）、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画にケーブルテレビの位置付けに関する記載が分かるもの（地域防災計画の該当部分の写しを提出すること）、〇〇〇を本事業で整備する理由（総務省から審査の際に求めることがある）等

また、整備対象地域において地方公共団体が国土強靱化地域計画を策定し、かつ、申請しようとする補助事業の事業名及び箇所が当該国土強靱化地域計画に明記されている場合は、採択に係る外部有識者による評価の際、評価点の加算が生ずることから、その内容が分かる資料（国土強靱化地域計画の該当部分抜粋等）を添付のこと。

なお、国土強靱化地域計画が未策定であるものの交付決定までに策定が可能である場合には、整備計画書(資料3-2)の5事業基盤強化の取組み欄において策定の予定時期及び国土強靱化地域計画案の抜粋を示すとともに策定次第速やかに資料を提出すること。

（参考）国が定める国土強靱化基本計画（R5.7.28閣議決定）上、国土強靱化の個別施策分野の推進方針の1つとして『(略)・・・ケーブルテレビネットワークや辺地共聴施設の光化・複線化等を進める。』が示されている（第3章2（6）③参照）

○見積書の作成(資料9-1、9-2)及び確認留意点

i 表紙

- (i) 申請者名（代表者名）
- (ii) 日付
- (iii) 事業名（「ケーブルテレビ光化等整備支援事業」の表記があること）

ii 内訳表

- (i) 経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- (ii) 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
 - ・ 補助対象、補助対象外の費目が細くなる場合には、別表でまとめること。
 - ・ 〇〇一式△△円となっている場合は内訳表にその具体的な内容を記載すること。内訳表では〇〇一式という内容での記載は認められない。

- (iii) 見積りが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- (iv) 同一事業者が複数地方公共団体を整備する場合、地方公共団体ごとの物品単価や工事単価に差がないか確認すること。単価が異なる場合は、それが適切と判断した資料を添付のこと。
- (v) 機器の個別単価を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく乖離となっていないか確認すること。補助金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を確認すること。

確認のポイント

- 他事業者の相見積りを取る
 - ※相見積りに際して取得した資料も添付のこと
 - ※相見積りに際して取得した資料については、その内訳も申請者作成の見積書の内訳と記載が一致するものとする。
- 補助金と同時に実施される単独事業等の積算を確認する
- 積算の根拠とした資料名を記した資料を添付のこと
- 同一又は同等製品の価格相場をカタログやインターネットで確認する
- (vi) 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。
- (vii) 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか確認すること。歩掛は何の基準に基づいているかを確認すること。
- (viii) 他事業との費用按分について

他事業と一体的に整備する場合には、費用の按分計算とその結果を見積書の備考欄に記載すること。記載に当たっては、**資料9-1**及び**資料9-2**のとおり当該部分の総事業費、按分計算方法と補助金と他事業それぞれの事業費を記載すること。なお、按分方法については、本マニュアルで定めのあるものについては、それに従って算出されているか確認すること。
- (ix) 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率により算出している場合は、何の基準に基づいているかを確認すること。また、率によらず必要な経費を積み上げた場合は、それぞれの経費の内訳を提出させ確認すること。
- (x) 撤去費については、既存建物を撤去しなければ、新施設の建設事業を実施することができないなど直接必要と認められるのかどうかを確認すること（補助対象とする撤去工事の範囲を図面等で確認すること）。
- (xi) **資料9-2**（見積書 内訳書）上の機器等は、**資料8-1**（装置系統図）、**資料8-2**（装置実装図）上でも把握できるよう、関連付けを行うこと。例えば、前者の項番（I-1-カー12など）を後二者に併記するなどの方法が考えられる。

8 災害復旧事業について

（交付申請にあたっての留意点）

- 対象の自然災害については、激甚災害の指定がされたもののほか、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発第351号）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものとする。
- 補助を受ける対象者は地方公共団体もしくは第三セクター法人となる。
- 条件不利地域において、過去に総務省の所管事業により整備したものに限る。

本事業においては、近年多発する自然災害等を踏まえて、災害復旧事業に対する補助が可能となっている。具体的には、激甚災害に指定された災害又は公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発第351号）第2及び第3の第1項に準じて総務省で本事業の対象と判断した災害により被害を受けた光ファイバ等について、過去に条件不利地域において総務省の所管事業により整備したものに限り、地方公共団体又は第三セクターが行う災害復旧事業に対して補助することとしている。

なお、本事業の交付申請等は通常のケーブルテレビ光化等整備支援事業のプロセスと同様であるが、災害復旧事業に際して交付決定を受けるまで当該事業の実施を待つことになると、迅速な災害復旧が妨げられ、住民サービス等への支障が生じる場合があり得る。そのため、緊急を要する事業で、交付決定を待つて実施するこ

とが必ずしも適当でないものについては、公益上真にやむを得ないと認められる場合に限り、予め総務省の承認を受けて工事を実施すること（いわゆる施越工事）が可能になる。

なお、本事業の対象になると見込まれる災害が発生した場合は、その都度、総務省から各総合通信局等に事務連絡等を発出する予定であり、それを確認後、施越工事の承認申請についてご相談いただきたい。

<令和6年能登半島地震に係る復旧事業対応について>

本事業は、「令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の整備事業」の復旧事業（応急仮設住宅へのネットワークの整備を含む。）を対象としている。

第三セクター法人が実施する場合は、整備する地区を管轄する市町村が補助対象経費に係る第三セクター法人の負担する費用（いわゆる補助裏部分）の4分の3に相当する額を負担することとし、交付申請時に「様式第1号別紙3「工事概要書」、実績報告時に「様式第9号（第12条第1項関係）実績報告書」に費用分担の詳細を記載すること。

<参考>

公共土木施設災害復旧事業査定方針（抄）昭和32年7月15日建河発第351号
〔最終改正〕平成30年4月5日 国水防第5号

第1（略）

（災害原因の調査）

第2 災害原因の調査については、被災施設の原型及び被災状況を調査するとともに、特に次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする

- 一 降雨については、最大24時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況
- 二 洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等
- 三 融雪については、前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流水、なだれ等
- 四 暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的関係
- 五 高潮又は波浪については、前号に掲げるもののほか、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的関係
- 六 地すべりについては、降雨量等、地すべりの地域及びその地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動の状況
- 七 地震については、震度、震源地等

（採択の範囲等）

第3 災害復旧事業の採択に関し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりによる災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする

- 一 河川にあっては警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の5割程度の水位）以上の出水により発生した災害。ただし、河床低下等河状の変動により、警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位未満の出水により発生した災害又は比較的長期間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。
- 二 河川以外の公共土木施設にあっては最大24時間雨量80ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大24時間雨量80ミリメートル未満の降雨により発生した災害であっても、時間雨量等が特に大である場合を含む。
- 三 最大風速15メートル以上の風により発生した災害
- 四 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波により発生した災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの
- 五 地すべり等により発生した地すべり防止施設の災害にあっては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成している場合における災害

2～7（略）

第4～（略）

9 その他

(1) 書類の提出

書類は、原則、申請者の所在地を管轄区域とする総合通信局等に提出すること。書類はオンラインによる提出が可能であり、オンラインによる提出の場合は書類への押印は不要となる。提出に当たっては、電子メール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システム等もしくは補助金申請システム（J グランツ）により 1 部提出すること。実績報告書においても同様の提出方法とすること。

なお、総務省からの交付決定等の通知については、オンラインによる送付としてよいか確認を行う必要があるため、オンラインによる送付の希望の有無について「ケーブルテレビ光化等整備支援事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書」を提出すること。また、オンラインを希望しない場合であっても、原則として公印は省略することとなるが、公印付きの文書が必要な場合は、申請時にその旨申し出ること。

詳細については [Ⅱ 9－別紙 1](#) を参照すること。電子ファイルについては、[Ⅱ 9－別紙 1](#) のファイル名を付して指定のファイル形式で提出すること。

(2) 事業採択について

公募は、申請主体から公募申請された実施内容について、公募要領に定める評価基準に基づき、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況・予算額等を勘案して、事業採択の内示を行う。

整備対象地域において地方公共団体が国土強靱化地域計画を策定し、かつ、申請しようとする補助事業の事業名及び箇所が当該国土強靱化地域計画に明記されている場合は、採択に係る外部有識者による評価の際、評価点の加算が生ずることとなる（7（1）コ参照）。

また、予算額を上回る事業要望があった場合、市町村等からの提案について、採択に係る外部有識者による評価により、事業の選定を行う。

(3) 耐震性の確保

会計検査院から、平成 29 年 10 月 24 日付で通信・放送ネットワークの耐災害性強化等を目的として実施している補助事業について、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 36 条の規定に基づく改善の処置要求があった。

実施主体において、補助事業の実施に当たり、放送法関係法令等に基づく耐震対策がより一層徹底されるよう、所要の耐震性確保の検討に配慮し、当該処置要求における検討事例及び留意点を活用すること。

なお、耐震施工に不備があったとして不当事項と指摘を受けた案件もあることから設計及び工事に当たっては留意すること。

（会計検査院プレスリリース URL）

平成 29 年度決算検査報告

<https://report.jbaudit.go.jp/org/h29/2017-h29-0089-0.htm>

(提出先)

(北海道) 北海道総合通信局情報通信部放送課 有線放送担当 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎12F 電話：011-709-2311(内4663,4674) e-mail：houso2-hokkaido@ml.soumu.go.jp	(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県) 東北総合通信局放送部有線放送課 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 電話：022-221-0706 e-mail：yuho-toh@ml.soumu.go.jp
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県) 関東総合通信局放送部有線放送課 〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 電話：03-6238-1722 e-mail：kanto-yusenhosho@ml.soumu.go.jp	(新潟県、長野県) 信越総合通信局情報通信部放送課 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 電話：026-234-9930 e-mail：shinetsu-yusenhosho@ml.soumu.go.jp
(富山県、石川県、福井県) 北陸総合通信局情報通信部放送課 有線放送担当 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 広坂合同庁舎 電話：076-233-4493 e-mail：yuho-hokuriku@ml.soumu.go.jp	(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県) 東海総合通信局放送部有線放送課 〒461-8795 名古屋市東区白壁一丁目15番1 名古屋合同庁舎第三号館 電話：052-971-9136 e-mail：tokai-yuho@soumu.go.jp
(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県) 近畿総合通信局放送部有線放送課 〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館4階	第1有線放送担当(京都府、大阪府、奈良県) 電話：06-6942-8571 第2有線放送担当(滋賀県、兵庫県、和歌山県) 電話：06-6942-8572 e-mail：kinki-yusenhosho@ml.soumu.go.jp
(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県) 中国総合通信局放送部有線放送課 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 電話：082-222-3388 e-mail：chugoku-yuho@ml.soumu.go.jp	(徳島県、香川県、愛媛県、高知県) 四国総合通信局情報通信部放送課 有線放送担当 〒790-8795 松山市味酒町2-14-4 電話：089-936-5039 e-mail：shikoku-yuuhou@ml.soumu.go.jp
(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県) 九州総合通信局放送部有線放送課 〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1 電話：096-326-7877 e-mail：h-yuho@ml.soumu.go.jp	(沖縄県) 沖縄総合通信事務所情報通信課 放送担当 〒900-8795 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3号館4階 電話：098-865-2307 e-mail：okinawa-hoso@ml.soumu.go.jp

公募申請・交付申請提出書類一覧表

提出書類		書式	紙媒体 ※ 1	電子ファイル		注意事項
				ファイル名 ※ 2	ファイル形式 ※ 3	
公募申請書		Ⅱ 9－別紙 2	・ A4 判片 面印刷	00_〇〇公募申 請書	MS-Word	・ 公募申請時のみ提出
交付申請書 (様式第 1 号)		資料 1	・ A4 判片 面印刷	10_〇〇【資料 1】交付申請書	MS-Word	・ 別紙 (交付金事業の概 要) を必ず添付 ・ プリントアウトした時 に A4 判 2 枚となるよ う調整
補助事業の概要	別紙 1 第 11「ケーブル テレビネットワークの耐 災害性強化事業」	資料 2		20_〇〇【資料 2】補助事業の 概要	MS-Word	
	別紙 2「地域防災計画」	資料 3－1				
	整備計画書	上記別紙 1 に定める 添付書類「整備計画 書」	・ 様式適宜	30_〇〇【資料 3】整備計画書	任意	
		整備エリア図	・ 様式適宜	40_〇〇【資料 4】整備エリア 図	任意	・ 書類の右肩に資料番号 を記載 ・ 資料番号は、ファイル 名の番号と一致。
		契約予定内容に関する 調査票		50_〇〇【資料 5】契約予定内 容に関する調査 票	任意	・ 書類の右肩に資料番号 を記載 ・ 資料番号は、ファイル 名の番号と一致。
		光ファイバーケーブ ルの整備 (使用) 計 画		60_〇〇【資料 6－1】光ファ イバーケーブル の整備 (使用) 計画	MS-Excel	
		芯線設計の基本的な 考え方		61_〇〇【資料 6－2】芯線計 画の基本的な考 え方	任意	
		回線系統図、装置系 統図、装置実装図		70_〇〇【資料 7】回線系統図 80_〇〇【資料 8－1】装置系 統図 81_〇〇【資料 8－2】装置実 装図	任意	
	交付申請書に定める添付資料 「補助事業に要する経費の見 積書」		・ 様式適宜 ・ 写し可	90_〇〇【資料 9－1】補助事 業に要する経費 の見積書 (総括 表・内訳表) ・・・	MS- Word、 MS- Excel、 MS-Power Point、 Adobe PDF 等	・ 書類の右肩に資料番号 を記載 ・ 資料番号は、ファイル 名の番号と一致。 ・ 総括表と内訳表の 2 つ を作成すること。
様式第 1 号別紙 3「工事概要 書」		資料 10		100_〇〇【資 料 10】工事概 要書	MS-Word	
口座設置届出書		資料 11－1		110_〇〇【資 料 11－1】口 座設置届出書	MS-Word	・ 交付申請時のみ提出が 必要
ケーブルテレビネットワーク の耐災害性強化事業に係るオン ラインによる処分通知等に関 する申出書		資料 11－2		111_〇〇【資 料 11－2】オン ラインによる 処分通知等に関 する届出書	MS-Excel	
<連携主体の場合> 連携主体の構成団体一覧		様式適宜	・ 様式適宜	120_〇〇【資 料 12－1】連 携主体の構成団 体一覧表	任意	

＜連携主体の場合＞ 連携主体の代表承認書	様式適宜		121_〇〇【資料12-2】連携主体の代表承認書	Adobe PDF 等	・申請主体が連携主体の場合のみ提出が必要 ・1団体につき1枚でも、全構成団体で1枚でも可
参考資料				任意	・申請主体が承継事業者の場合、市町村等から承継されていることが客観的に分かる資料を提出すること。

※1 すべて A4 判で提出すること。ただし、図表等で A4 判ではあまりに文字等が小さくなり読めない場合は、その資料に限り A3 判で提出すること。

※2 ファイル名の〇〇の部分は〈申請主体名〉とする。申請主体名は略称で可。
また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。

例：01_総務市【資料1】交付申請書.docx

※3 フォーマット形式は Windows OS に対応したものとする。また、必ず指定のファイル形式で提出すること。

番		号
年	月	日

総務省情報流通行政局長 殿

申請者の名称 代表者氏名

〇〇予算に係る「放送ネットワーク整備支援事業（ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業）」公募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

- 1 放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付申請書（案）
- 2 補助事業の概要（添付資料を含む。）
- 3 工事概要書
- 4 見積書

（担当者欄）

所属部署名：
 役職名：
 氏名：
 TEL：
 E-mail：

様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）

申請時点の総務大臣名を記載すること

総務大臣

殿

番 号
年 月 日

申請者の名称 代表者氏名 （注 1）

年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付申請書

年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

平成〇年に、〇〇補助金により整備した HFC ケーブルテレビネットワークについて、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、4K・8K の視聴環境の構築に資する観点から、FTTH 化を行うことによって、耐災害性の強化を図る。併せて、衛星 4K・8K 放送の再放送に対応するため局舎のアンテナ等の設備を整備する。

2 交付を受けようとする補助金の額（注 2） 金 □□□, □□□千円

3 補助事業の概要

- ☐ 別紙 1 第 1（地上基幹放送ネットワーク整備等事業）
- ☐ 別紙 1 第 2（地域ケーブルテレビネットワーク等整備事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業））
- ☐ 別紙 1 第 3（地域ケーブルテレビネットワーク等整備事業（共聴施設ネットワーク強靱化支援事業））
- ☐ 別紙 1 第 4（ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業）
- ☐ 別紙 1 第 5（ケーブルテレビネットワーク光化による耐災害性強化事業）
- ☐ 別紙 1 第 6（災害情報等放送・伝送システム整備事業（災害情報等放送システム整備事業））
- ☐ 別紙 1 第 7（災害情報等放送・伝送システム整備事業（災害情報等代替伝送システム整備事業））
- ☐ 別紙 1 第 8（ケーブルテレビ施設災害復旧事業）
- ☐ 別紙 1 第 9（「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業）
- ☐ 別紙 1 第 10（ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業）
- ☒ 別紙 1 第 11（ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業）

4 添付資料

- (1) 別紙2 地域防災計画について（共聴施設ネットワーク強靱化支援事業（別紙2－1）、ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業（別紙2－2）、ケーブルテレビネットワーク光化による耐災害性強化事業（別紙2－2）、「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業（別紙2－2）、ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業（別紙2－2）又はケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業（別紙2－2）のみ）

資料3－1（地域防災計画）

- (2) 補助事業に要する経費の見積書

資料9（見積書）

- (3) 別紙3 工事概要書（注3）

資料10（工事概要書）

- (4) 補助事業を連携主体が行うものについては、

ア 当該補助事業を行う連携主体を構成する全団体を列記したもの

イ 本様式に従って交付申請書を提出する地方公共団体又は法人が、当該補助事業を行う連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注4）

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事、市町村長

」

地上基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表

代表者

」

と記載すること

（注2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

（注3）地上基幹放送ネットワーク整備等事業については、工事を要しない場合は提出を要しない。

（注4）連携主体を構成するすべての地方公共団体又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面

別紙 1

第 11 ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	(注) 〇〇県 〇〇市 〇〇市長 総務 太郎	実施する事業名を【●●事業】 と記載すること
補助事業の概要	【ケーブルテレビ光化等整備支援事業】 平成〇年に、〇〇補助金により整備したHFCケーブルテレビネットワークについて、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、4K・8Kの視聴環境の構築に資する観点から、FTTH化を行うことによって、耐災害性の強化を図る。併せて、衛星4K・8K放送の再放送に対応するため局舎のアンテナ等の設備を整備する。	
施設の設置場所	〇〇県〇〇市◇◇ 〇〇県〇〇市■■■ 〇〇県〇〇市☆☆	
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定	
完了予定日	令和〇〇年〇月〇日	補助対象事業費を記載すること

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事業費
施設・設備費	□□□, □□□	△△△, △△△
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計	□□□, □□□	△△△, △△△

備 考

(注) 連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

」

と記載すること。

添付書類

- (1) 以下の事項を含む整備計画書を添付すること。
 - ・ 補助事業により光化が実現されるサービスエリア図等（運営方式（IRU方式、公設公営方式等）、エリア内世帯数及びエリア内加入世帯数）
 - ・ 補助事業の必要性、緊急性、規模の適正性を示す資料
- (2) 補助金等によってまかなわれる部分以外の事業に関連する経費の負担者、負担額及び負担方法
- (3) その他参考となる資料

【記載例】

全ての添付資料について、その名称及び資料番号を記載すること

資料1 交付申請書

資料2 補助事業の概要（交付申請書 別紙1）

資料3-1 地域防災計画（交付申請書 別紙2）

資料3-2 整備計画書

資料4 整備エリア図

資料5 契約予定内容に関する調査表

資料6-1 光ファイバーケーブルの整備（使用）計画

資料6-2 芯線設計の基本的な考え方

資料7 回線系統図

資料8-1 装置系統図

資料8-2 装置実装図

資料9 見積書

資料10 工事概要書（交付申請書 別紙3）

資料11-1 口座設置届

資料11-2 ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書

その他参考資料（ソフトウェアのⅡ 5-別表 1-2 との対応表等）があれば適宜追加。また、国土強靱化地域計画への本事業の掲載は評価に加点されることから、計画が策定されている場合は忘れずに添付（該当箇所が分かるようにすること。大部の場合は抜粋版でも可）すること。

別紙 2 - 2

放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱第 3 条（3）、（4）、（7）①、（8）①、（8）②又は（9）①に掲げる地域防災計画について

申請団体名 代表者氏名	（注 1） 〇〇県 〇〇市 〇〇市長 総務 太郎
災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） 第 2 条第 10 号に規定 する地域防災計画の 名称	（注 2） 〇〇市地域防災計画
地域防災計画における ケーブルテレビの位置 付けに関する記載の引 用	（注 3） 14 ページ： 警報の伝達及び警告、避難指示等における手段： （1）～（3） 略 （4） ケーブルテレビ 15 ページ： 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 （1）～（3） 略 （4） 〇〇ケーブル
その他	該当箇所が様式に収まらないので、別添のとおり地域防災計画の写しを提出します。

（注 1）連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

」

と記載すること。

（注 2）地域防災計画の改正が交付申請時までに関に合わない場合は、地域防災計画の改正の見込みが確実であることを証明する書類（例：市町村の計画書、覚書等）を添付するとともに、実績報告時に改正後の地域防災計画を提出すること。

（注 3）様式に収まらない場合は、地域防災計画の写しを提出すること。

整備計画書

朱書きは記載例及び注意事項のため、申請時は削除すること。

申請主体	申請主体名	〇〇県 〇〇市		
	代表団体の長名	〇〇市長 総務 太郎		
	担当者連絡先	〇〇部△△課 係長 総務一郎 電話：XXX-XXXX-XXXX、メール：*****@++++. jp		

事業概要	① 事業内容	実施する事業名を【●●事業】と記載すること 【ケーブルテレビ光化等整備支援事業】 平成〇年に、〇〇補助金により整備した HFC ケーブルテレビネットワークについて、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、4K・8Kの視聴環境の構築に資する観点から、FTTH 化を行うことによって、耐災害性の強化を図る。併せて、送受信環境の整備の観点から、衛星 4K・8K 放送の再放送に対応するため局舎のアンテナ等の設備を整備する。 ・整備エリアのケーブルテレビに係る地域特性・現状やその課題 ・本補助事業での具体的な整備内容 ・同エリアの災害の危険性や、災害対策の必要性 等を具体的に盛り込むこと																					
	② 事業費	(単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費(全体)</th> <th>事業費(補助対象)</th> <th>補助金申請額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設・設備費</td> <td>〇〇〇, 〇〇〇</td> <td>△△△, △△△</td> <td>□□□, □□□</td> </tr> <tr> <td>用地取得費・道路費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画・開発費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>〇〇〇, 〇〇〇</td> <td>△△△, △△△</td> <td>□□□, □□□</td> </tr> </tbody> </table>				事業費(全体)	事業費(補助対象)	補助金申請額	施設・設備費	〇〇〇, 〇〇〇	△△△, △△△	□□□, □□□	用地取得費・道路費				企画・開発費				合計	〇〇〇, 〇〇〇	△△△, △△△
	事業費(全体)	事業費(補助対象)	補助金申請額																				
施設・設備費	〇〇〇, 〇〇〇	△△△, △△△	□□□, □□□																				
用地取得費・道路費																							
企画・開発費																							
合計	〇〇〇, 〇〇〇	△△△, △△△	□□□, □□□																				

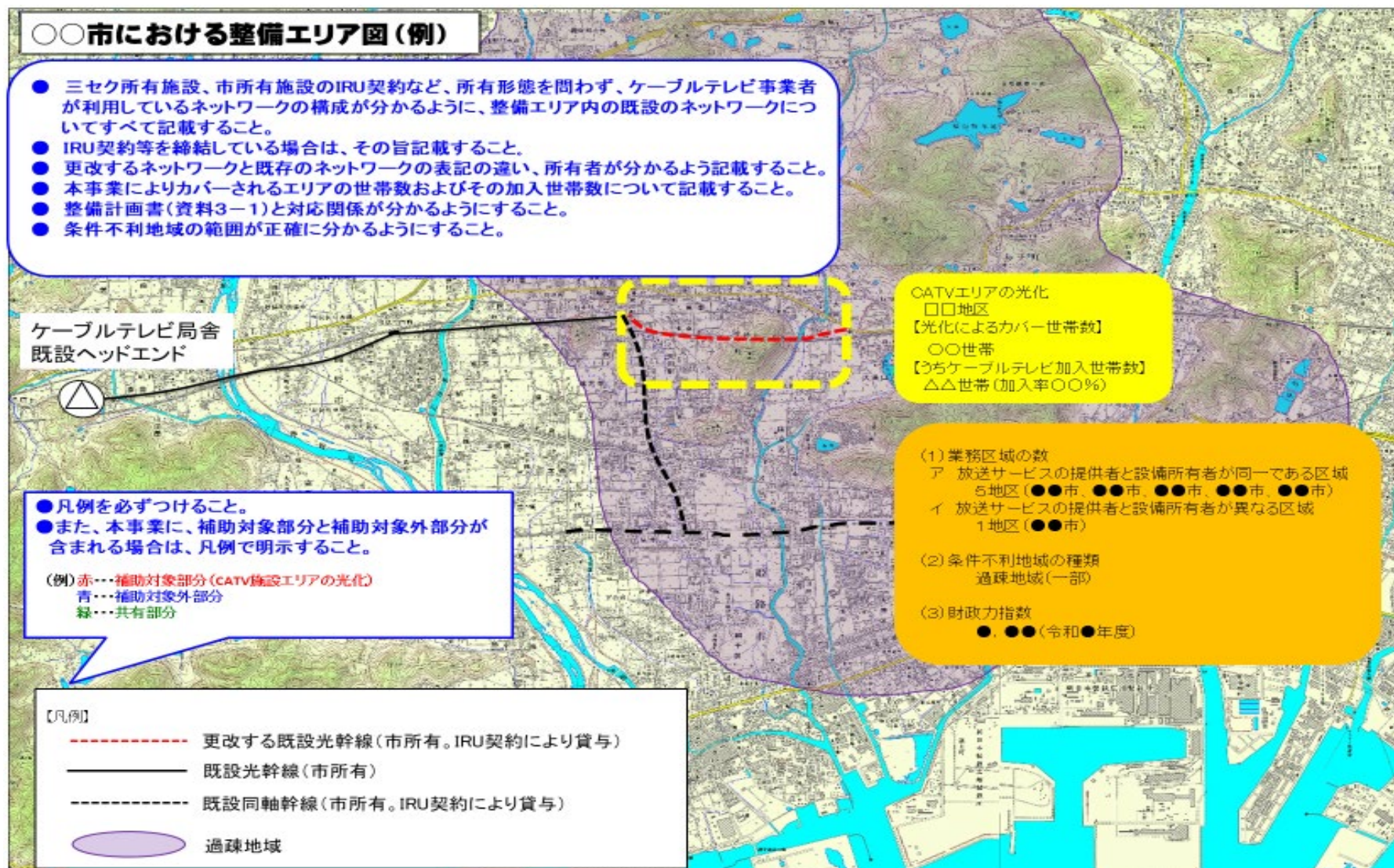
1. ネットワークの光化

想定箇所1 (複数箇所ある場合は 想定箇所2・・・と適宜追加すること) (1) 整備箇所概要 ① 光化を計画している箇所 ■ ■ 地区 ② ケーブルテレビ網の所有者 (IRU 契約の有無等も記載) 〇〇市 (☆☆ケーブルと IRU 契約を締結し、貸与) ③ 光化の対象となる世帯等 ア エリア内世帯数 〇〇〇世帯 イ エリア内加入世帯数 〇〇〇世帯 ウ エリア加入率 (エリア内加入世帯数 / エリア内世帯数) 〇〇% エ その他 (上記以外に理由がある場合、又は補足事項がある場合はこちらへ記載)
--

	(2) 整備場所・ルート △△地区から■■地区への HFC ケーブルテレビネットワークを FTTH 化する。 (3) 引込線切替工事の進捗計画(累計) <table border="1" data-bbox="311 309 1252 427"> <tr> <th>補助事業年度内</th> <th>補助事業終了後 1カ年度末</th> <th>補助事業終了後 2カ年度末</th> <th>補助事業終了後 3カ年度末</th> </tr> <tr> <td>〇〇世帯</td> <td>△△世帯</td> <td>□□世帯</td> <td>××世帯</td> </tr> </table> 具体的な計画 ・(加入者へ事業の目的等を記載したちらしを配布し、早期切替の理解を得る。) ・(エリアごとに年度を決めて、計画的に切替を進める。)	補助事業年度内	補助事業終了後 1カ年度末	補助事業終了後 2カ年度末	補助事業終了後 3カ年度末	〇〇世帯	△△世帯	□□世帯	××世帯
補助事業年度内	補助事業終了後 1カ年度末	補助事業終了後 2カ年度末	補助事業終了後 3カ年度末						
〇〇世帯	△△世帯	□□世帯	××世帯						
2. 送受信環境の整備	(1) 現状の4K・8K 放送の有無 無し (2) (1)が「有り」の場合、その概要 (3) 整備する4K・8K 放送用設備の概要(注:「1. ネットワークの光化」と併せて整備する場合に記載。) ① 何ができるようになるのか 衛星 4K・8K 放送の再放送 ② 整備する設備 左旋用パラボラアンテナ・・・ ③ 設置場所 エリア内全体、〇〇・・・ ヘッドエンド、加入者宅								
3. 業務区域の数、整備地域の条件不利地域の種類及び財政力指数	(1) 業務区域の数 ① 放送サービスの提供者と設備所有者が同一である区域 5地区(●●市、●●市、●●市、●●市、●●市) ② 放送サービスの提供者と設備所有者が異なる区域 1地区(●●市) (2) 条件不利地域の種類 過疎地域(一部) (3) 財政力指数 ●. ●●(令和●年度)								
4. 関連事業及び他の予算等の活用	※本事業と連携する事業や、時期を近接して実施予定のケーブルテレビ関連の事業等があれば記載。 ※本事業以外の他の予算や自己資金を活用している場合、整備対象、規模等の概要を記載。								
5. 事業基盤の強化の取組み	※①番組制作・流通における事業者間連携 (例:制作した番組、編成チャンネル及びコンテンツ流通システムの共有) ②サービスの提供基盤の構築における事業者間連携 (例:多様化するサービスの提供基盤として、顧客 ID の一元管理が可能なプラットフォームを導入) ③インフラの調達・所有・管理における事業者間連携 (例:ヘッドエンドの複数社共用、他社と共通規格の監視機能の採用) などの事例があれば記載。 また、国土強靱化地域計画で対策を講じる地区名や当該補助事業名が記載されていること。未策定で記載の予定があり、交付決定までに策定が完了する場合は策定の予定時期を記載。 (国土強靱化地域計画の記載例) 〇〇地区 ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業による FTTH 整備								

添付資料 ※資料 2 の「添付書類」に全ての添付資料を記載できている場合は、割愛。

- ・ 契約予定内容に関する調査表
- ・ 光ファイバーケーブルの整備（使用）計画について
- ・ 芯線設計の基本的な考え方について
- ・ 回線系統図
- ・ ネットワーク構成図
- ・ その他計画書の内容を補足する資料（ソフトウェアのⅡ 5－別表 1-2 との対応表等）



【契約予定内容に関する調査表】（記載例）

- （１） 補助事業を行うにあたって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	契約の形態	見積社数	見積額（円）
1	令和○年度□□市△△地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	工事請負契約	一般競争入札	5	567,890,123
2	令和○年度□□市△△地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	随意契約	3	15,678,900
合計					583,569,023

注 1 「契約の形態」は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を記入。

注 2 「見積者数」は、事業費を算出するにあたり、見積もりを取った者数を記入。

注 3 「見積額」は、見積もりにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。

注 4 随意契約は、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合に限りできるものである。

- （２） 前記（１）の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

番号	契約名(予定)	契約の内容	見積額（円）	うち補助対象外見積額(円)
1	令和○年度□□市△△地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	工事請負契約	567,890,123	8,765,432
2	令和○年度□□市△△地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	15,678,900	234,500
合計			583,569,023	8,999,932

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

- （３） 前記（１）で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記入。

番号	契約名(予定)	随意契約を行う根拠 (地方自治法)	随意契約の理由
2	令和○年度□□市△△地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係る調査設計監理業務委託契約	地方自治法施行令第167条の2第○号	※具体的な理由を記載して下さい。

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

光ファイバーケーブルの整備(使用)計画について(記載例)

No.	区間	距離	全芯数	既設活用芯	新設・更改芯数		補助対象 芯数			補助対象外 芯数						備考
					芯数	テープ数	補助対象 芯数	放送使用芯	余剰芯	補助対象 テープ数	補助対象外 芯数	通信使用芯	その他使用芯	未使用芯	補助対象外 テープ数	
1	A1～A2	100 m	80芯	0芯	80芯	(20T)	40芯	34芯	6芯	(10T)	40芯	17芯	17芯	6芯	(10T)	
2	A2～A3	50 m	80芯	80芯	80芯	(20T)	40芯	34芯	6芯	(10T)	40芯	17芯	17芯	6芯	(10T)	既存設備を活用するため、資材費は不要となり、工事費のみとなる。
3																
4	【例1】															
5	A100～A101	20 m	8芯	0芯	8芯	(2T)	4芯	2芯	2芯	(1T)	4芯	1芯	1芯	2芯	(1T)	より安価な、必要芯数の直近上位芯数の既製品8芯ケーブルを採用したため、補助対象余剰芯が発生。
6																
7																
8	【例2】															
9	A100～A101	20 m	8芯	0芯	8芯	(2T)	6芯	2芯	4芯	(2T)	2芯	1芯	1芯	0芯	(1T)	より安価な、必要芯数の直近上位芯数の既製品8芯ケーブルを採用したため、補助対象余剰芯が発生。
10																
11																
集計		100 m														

【定義】

○既設活用芯: 既設光ファイバーの未使用芯で、新たに今回の補助事業で使用する芯数。

○新設・更改芯数

・芯数: 補助事業で新設更改する芯数(①)

・テープ数: ①のテープ数

<補助対象 芯数>

○補助対象芯数: ①のうち、補助対象の芯数(②)

○放送使用芯数: ②のうち、放送用として使用する芯数であり、補助事業年度中に使用される芯数

○余剰芯: 補助対象として認めうる余剰芯数

(例) 既製品の4芯を購入した方が、必要芯数2芯ケーブルを特注で購入するより安価で調達できる場合に、必然的に余剰芯が発生する場合であり、かつ、過剰でない場合に限り補助対象余剰芯として認められる。

○補助対象テープ数: ②のテープ数

<補助対象外 芯数>

○補助対象外芯数: ①のうち、補助対象外の芯数(③)

○通信使用芯: 通信用として使用する芯数のうち、補助事業年度中に使用される芯数

○その他使用芯: 通信用以外の用途で使用される芯数

○未使用芯: 補助事業年度中に使用されない芯数

(例) 本来であれば40芯で足りるところ、将来の使用を見越し60芯敷設した場合、20芯が補助対象外の未使用芯。

(例) 既製品を購入したことで発生した補助対象外の未使用芯。

○補助対象外テープ数: 補助対象外芯数のテープ数

【注意事項】

・芯線設計の基本的な考え方について、別紙で説明すること。

・芯線についてはテープ数についても記載すること。(上記の例は4芯＝1テープ(T)の場合)

・添付図面: 回線系統図(資料7)と一致させること。

芯線設計の基本的な考え方について(例)

1. 芯線積算の基本的考え方について

光ケーブル: 必要芯数の直近上位芯数である4芯1テープを使用。

テープ数: 必要芯線数直近上位の芯数テープ数を整備。

必要芯線数: 積み上げ方式。

スプリッター: ○分岐スプリッターを基本とし、1クロージャーあたり最大○スプリッターを搭載。

2. 放送用

放送・通信用(その他使用含む)芯線数: ○○を参考としながら、○○な地域事情に合わせ整備。

必要芯線数: ○○によりクロージャー設置位置を決定し、○○に応じたスプリッター数を算出。芯線数○○の芯線を整備。

【本事業により新設する芯線数】

・必要芯線数 放送用2芯+通信用(その他使用含む)2芯

・敷設芯線数 8芯(8芯の光ケーブルが4芯光ケーブルよりも安価なため)

【残る4芯の考え方】

例1: 放送・通信(その他使用含む)での芯数按分により、補助対象余剰芯2芯、補助対象外未使用芯2芯に按分。

補助対象余剰芯として整理された2芯については、申請書、事業計画書に記載された交付目的の範囲内で活用する。

例2: 直近上位芯で整備したことにより発生した余剰芯のため、その全てを補助対象余剰芯へ計上。

なお、補助対象余剰芯として整理された4芯については、申請書、事業計画書に記載された交付目的の範囲内で活用する。

(記載イメージ)

〇〇市回線系統図

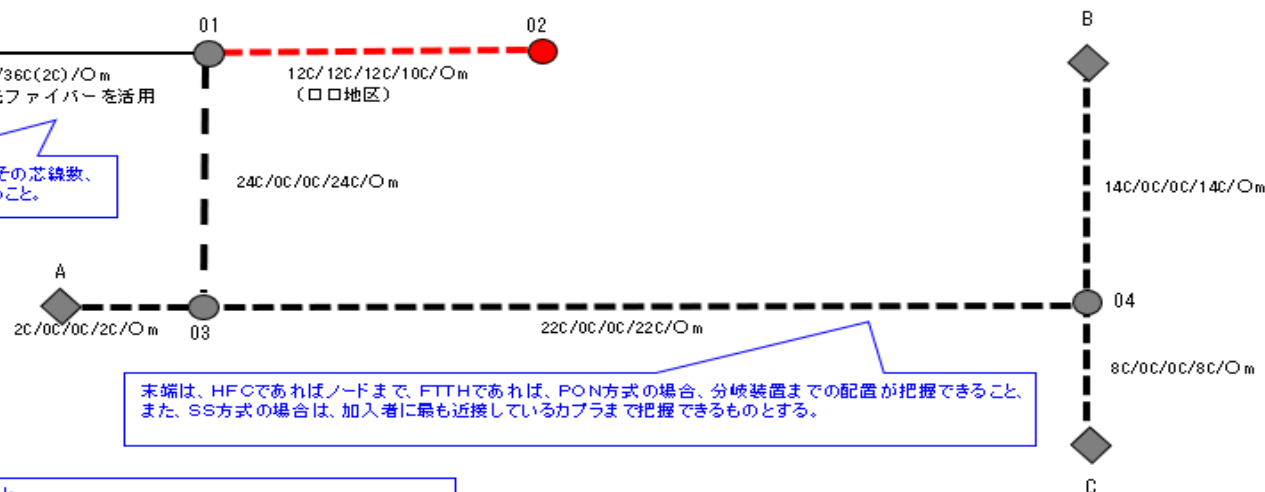
〇回線系統図については、各団体(事業者)の使用する様式を使用して差支えないが少なくとも以下の内容が分かるものであること。

〇〇市ケーブルテレビ局舎



40C/0C/0C/36C(2C)/Om
※既設の光ファイバーを活用

既存の光ファイバーを使用する場合には、その芯線数、距離を明示するとともに、その旨を記載すること。



末端は、HFCであればノードまで、FTTHであれば、PON方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、SS方式の場合は、加入者に最も近接しているカブラまで把握できるものとする。

凡例を必ずつけること。

また、本事業で新設(更新)する光ファイバーに、補助対象部分と、補助対象外部分が含まれる場合は、凡例で明示すること。

(例)赤…補助対象部分(CATVエリアの光化)

青…補助対象外部分

緑…共有部分

凡例

・〇〇/〇〇/〇〇/〇〇(〇〇)/Om

全芯数/新設(更改)芯数/補助対象芯数/使用芯数(うち既設活用芯数)/敷設距離

--- 補助対象 (CATV施設エリアの光化により更新する光回線)

— 既設 (FTTH)

--- 既設 (HFC)

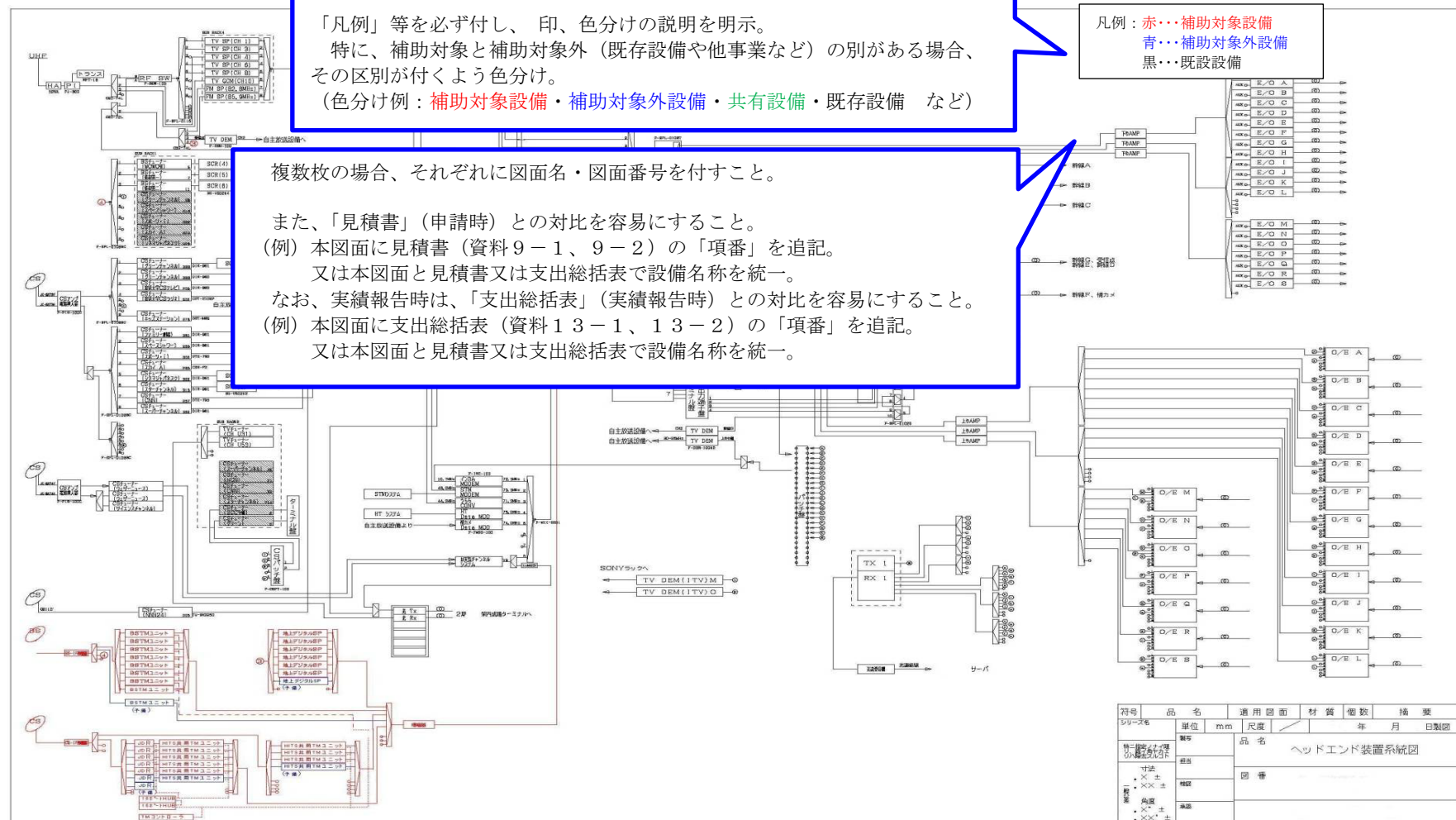
● 新設クロージャール (CATV施設エリア)

● 既設クロージャール

◆ 既設ノード

資料 8 - 1

装置系統図



装置実装図

(色分け例：補助対象設備・補助対象外設備・共有設備・既存設備 など)

凡例：赤・・・補助対象設備
青・・・補助対象外設備
黒・・・既設設備

又は本図面と見積書又は支出総括表で設備名称を統一。

図 10-10-1 本図面に見積書 (資料 9-1、9-2) の「項番」を追記。

又は本図面と見積書又は支出総括表で設備名称を統一。

なお、実績報告時は、「支出総括表」(実績報告時)との対比を容易にすること。

(例) 本図面に支出総括表 (資料 13-1、13-2) の「項番」を追記。

又は本図面と見積書又は支出総括表で設備名称を統一。

符号	品 名	適用 図面	材 質	倍 数	描 要
シリーズ名	単位	mm	尺 度	年 月 日	日製
枠に記入しない 寸法は必ず記入 単位は必ずmm	型名	品 名	ヘッドエンド装置ラック実装図		
寸法 × × ± × × × ±	組数	図 番			
角度 × × ± × × × ±	種類	部 号			
材料	承認				

資料 9 - 1

見積書（記載例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇1-2-34
〇〇市長 〇〇 〇〇

件名：令和〇〇年度 ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業（ケーブルテレビ光化等整備支援事業）
地域：〇〇市（△△地区）

見積額（全体） 〇（消費税別） 〇（消費税込み）
見積額（交付対象） 〇（消費税別） 〇（消費税込み）

【見積書 総括表】

項番		項 目	全体(整備事業及び一体施工工事)				補助対象部分				補助対象外部分			
			数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額
I		施設・設備費												
1		施設・設備の資材費等				0				0				0
	アイウエオカキクケコサ	局舎・センター施設				0				0				0
		鉄塔				0				0				0
		外構施設				0				0				0
		伝送路設備				0				0				0
		無線アクセス装置				0				0				0
		送受信装置				0				0				0
		構内伝送路				0				0				0
		電源設備				0				0				0
		監視制御・測定装置				0				0				0
		ヘッドエンド装置				0				0				0
		その他事業を実施するために必要な経費				0				0				0
2		施設・設備の設置に係る工事費				0				0				0
	アイウエオカキクケコサ	局舎・センター施設				0				0				0
		鉄塔				0				0				0
		外構施設				0				0				0
		伝送路設備				0				0				0
		無線アクセス装置				0				0				0
		送受信装置				0				0				0
		構内伝送路				0				0				0
		電源装置				0				0				0
		監視制御・測定装置				0				0				0
		ヘッドエンド装置				0				0				0
		その他事業を実施するために必要な経費				0				0				0
3		附属施設(大臣が別に定める施設・設備)の資材費等				0				0				0
4		附属施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に係る工事費				0				0				0
		小計				0				0				0
II		用地取得・道路費												
1		用地取得・道路費				0				0				0
	アイウエ	用地取得費(用地購入費)				0				0				0
		土地造成費				0				0				0
		取り付け道路整備費				0				0				0
		附属工事費				0				0				0
		小計				0				0				0
III		共通経費												
1		調査設計費				0				0				0
	アイウ	改修補修費				0				0				0
		諸経費				0				0				0
		小計				0				0				0
		I～Ⅲの合計				0				0				0
		出精値引き				0				0				0
		出精値引き後				0				0				0
		調整値				0				0				0
		合計(税抜き)				0				0				0
		消費税額				0				0				0
		合計(税込み)				0				0				0

◎見積書を作成した日付を必ず記入（見積有効期限を表示する場合は、2ヶ月程度の残日数があること）

◎見積書は
・総括表(総合計を記載したもの。本フォーマット。)
・内訳書(機器の詳細がわかるもの) の2段階のものが必要。

◎本フォーマットを参考に作成すること。
必要事項があれば適宜項目を追加してよい。

◎なお、本様式は実績報告時の支出総括表(資料13)としても使用できる。

【見積書 内訳書】

項番	項目	全体(整備事業及び一体施工工事)					交付対象部分					交付対象外部分				
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
I	施設・設備費															
1	施設・設備の資材費等				0					0					0	
	ア 局舎・センター施設				0					0					0	
	...															
	イ 鉄塔															
	...															
	ウ 外構施設															
	...															
	エ 伝送路設備 (線路設備)															
	1 光ファイバーケーブル(8芯)【〇〇地区～〇〇〇〇地区】		m													
	光ファイバーケーブル(〇芯)【△△地区～△△地区】		m													
	2 光クロージャー (100接続以下)		台													
	3 光トポックロージャー		台													
	4 光クロージャー (カプ用)		台													
	5 光カプ 8分岐		個													
	光カプ 16分岐		個													
	6 融着スリーブ		本													
	7 鋼管柱		本													
	8 装柱材料(一般柱)		箇所													
	9 装柱材料(腕金柱)		箇所													
	10 スパイラルハンガー		本													
	11 接地材料		箇所													
	...															
	オ 無線アクセス装置															
	1 〇GHz無線アクセスシステム		台													
	2 〇GHz無線制御装置 8ノード		台													
	3 〇GHz帯無線制御装置		台													
	4 メディアコンバータ		台													
	...															
	カ 送受信装置															
	1 〇〇サーバ		台													
	2 〇〇用ソフトウェア		本													
	...															
	キ 構内伝送路															
	1 センター LANケーブル		m													
	2 サブセンター LANケーブル		m													
	...															
	ク 電源設備				0					0					0	
	1 センター受電設備		台													
	2 サブセンター受電設備		台													
	3 無停電電源装置(中容量)		台													
	4 無停電電源装置(小容量)		台													
	5 発動発電機		台													
	6 発動発電機(可搬型)		台													
	...															
	ケ 監視制御・測定装置				0					0					0	
	1 LOGサーバ		台													
	2 同上用ソフトウェア		本													
	...															
2	施設・設備の設置に係る工事費				0					0					0	
	ア 局舎・センター施設				0					0					0	
	...															
	イ 鉄塔				0					0					0	
	...															
	ウ 外構施設				0					0					0	
	...															

(注意事項)

◎「項目」欄に記載の具体的機器名は、記載のための例示であり、本補助事業において必ず補助対象となるものではない。

◎「項目」欄において「伝送路設備」や「無線装置」といった対象経費が確認できない記載や、「単位」欄において「1式」といった確認できない記載は原則行わないこと。
やむを得ず記載する場合でも、別紙をつけ、積算の中身を具体的に示すこと。

◎「項番」(例: I-1-カー1など)を「資料8-1(装置系統図)」及び「資料8-2(装置実装図)」の機器に付し、見積書上の整備機器が図面上でも把握できるように関連づけを行うこと。

◎「備考」欄には、費用按分の有無、按分方法、積算の根拠、その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

◎資材費と労務費の数量が対応関係にあるものは、数量について確認すること。

※このほかの注意事項については、実績報告時資料の資料13-1(支出総括表 総括表)、資料13-2(支出総括表 内訳書)もご参照ください。

	エ	伝送路設備 (線路設備)			0					0					0
		1 光ファイバーケーブル敷設	m		0					0					0
		光ファイバーケーブル 管内	人日												
		2 光クロスキャ 設置	台												
		3 光ケーブル設置	台												
		4 鋼管柱	本												
		5 装柱材料(一般柱)設置	本												
		6 装柱材料(腕金柱)設置	人日												
		7 スパイラルハンガー設置	人日												
		8 接地工事	人日												
		9 光ケーブル接続工(〇テープ以下)	箇所												
		10 接続損失試験	人日												
		11 伝送損失試験	人日												
		...													
	オ	無線アクセス装置			0					0					0
		1 〇GHz無線アクセスシステム	人日												
		2 〇GHz帯無線制御装置	人日												
		3 メディアコンバータ	人日												
		...													
	カ	送受信装置			0					0					0
		1 〇〇サーバ設置調整	人日												
		2 〇〇サーバ 設定	人日												
		...													
	キ	網内伝送路			0					0					0
		1 センター 通信工事	人日												
		2 サブセンター 通信工事	人日												
		...													
	ク	電源設備			0					0					0
		1 センター受電設備工事	人日												
		2 サブセンター受電設備工事	人日												
		3 無停電電源装置(中容量) 設置工事	人日												
		4 無停電電源装置(小容量) 設置工事	人日												
		5 発動発電機 設置工事	人日												
		6 発動発電機(可搬型) 設置調整	人日												
		...													
	ケ	監視制御・測定装置			0					0					0
		1 〇〇サーバ設置調整	人日												
	3	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の資材費等増施設			0					0					0
		...													
	4	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に係る工事費			0					0					0
		...													
		小計			0					0					0
Ⅱ		用地取得・道路費													
	1	用地取得・道路費			0					0					0
		用地取得費(用地購入費)			0					0					0
	ア	土地造成費			0					0					0
	イ	取り付け道路整備費			0					0					0
	ウ	附帯工事費			0					0					0
		...													
		小計			0					0					0
Ⅲ		共通経費													
	1	調査設計費			0					0					0
		...													
	イ	改修補強費			0					0					0
		...													
	ウ	諸経費			0					0					0
		1 共通仮設費													
		2 現場管理費													
		3 一般管理費													
		小計			0					0					0
		Ⅰ～Ⅲの合計			0					0					0
		出精値引き			0					0					0
		出精値引き後			0					0					0
		調整額			0					0					0
		合計(税抜き)			0					0					0
		消費税額			0					0					0
		合計(税込み)			0					0					0

別紙 3

工事概要書

事業を行う者の名称

代表者氏名（注1） 総務 太郎

1 設置場所（注2） ○○県 ○○郡 ○○町 ○○丁目 ○○番地

2 建設用地

(1) 建設面積 ○○○. ○m²

(2) 海拔高 ○○○m

(3) 敷地の所有関係

☐ 購入☐ 借地県・市有地、その他（具体的に）の例
主な借地条件（借地料、借地期間等）

(4) 用地周辺の状況 平地、山地の別

取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等

(5) 開発規制の状況 地目 ○○○

開発規制指定解除の必要の有無

3 施設の内容

(1) 建物の構造等 ○○○○造 ○階建

(2) 建築面積 ○○○. ○m²(3) 延べ床面積 ○○○. ○m²

(4) 鉄塔の構造等 ○○○○型 高さ（地上高） ○○m

4 実施計画

(1) 着手（予定）年月日 ○○年 ○月 ○日

(2) 用地取得（予定）年月日 年 月 日

(3) 着工（予定）年月日 ○○年 ○月 ○日

(4) 完了（予定）年月日 ○○年 ○月 ○日

5 資金計画

総事業費を記載すること

（千円）

収入		支出	
財源内訳		経費区分	（事業費）
補助金	交付（予定）額	施設・設備費	▲▲▲, ▲▲▲
	□□□, □□□		
事業を行う者の負担額	予算額	用地取得・道路費	
借入金			
自己資金	◎◎◎, ◎◎◎	企画・開発費	■ ■ ■, ■ ■ ■
その他（ ）（注3）			
小計			
合計	○○○, ○○○	合計	○○○, ○○○

6 添付図面

(1) 用地付近の見取図

資料●●

(2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）

資料■■

（注1）連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

」

と記載すること。

（注2）施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネルに固有名称が有る場合は、当該名称を付記すること。

（注3）財源の内容を記入すること。

令和 年 月 日

官署支出官

総務省大臣官房会計課長 殿

氏名

下記のとおり口座を設置（開設）したので届け出ます。

届出区分 (該当に○印)	新規・変更	変更の場合は旧債主コードを記入													
		旧債主コード													
口座名義	フリガナ														
	氏 名														
住 所	郵便番号														
	フリガナ														
	漢 字														
銀行等名称	銀行 金庫 農協 出張所														
預金種別 (該当に○印)	①普通預金（総合口座） ②当座預金 ③通知預金 ④別段預金														
口座番号	銀行番号 支店番号 口座番号 — —														
所 属	職 員	局 課（室）													
	委員等														
	法 人														

※太枠内を記入ください。

令和〇年度ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書

令和△年△月△日付け（【文書番号】）により申請した放送ネットワーク整備支援事業費補助金に係る総務省からの処分通知等に関して、次のとおり申し出ます。

補助事業者名	整備地域 (例：〇〇県〇〇市)	予算種別 (例：当初)	1. オンラインによる処分通知等に関する意向（オンラインによる通知を希望するものに「○」を記入してください。）														2. オンラインでの受取方法 電子メールアドレスを記載してください。 (複数アドレス指定可)	3. 受信確認の連絡先	担当部署	担当者名	電話番号		
			全ての処分通知等をオンラインで受け取 ることを希望	次の処分通知等についてオンラインで受け取ることを希望																			
				交付決定 通知書 (様式第 2号)	交付決定 変更通知 書 (様式第 5号)	事故報告 に対する 指示	事業の状 況報告の 要求	額の確定 通知書 (様式第 10号)	債権発生 通知書	納付命令 書	交付決定 取消(変 更)通知 書	債権発生 通知書	納付命令 書	納付命令 書	債権発生 通知書	納付命令 書							
			交付要綱第 7条第1項 の規定に基 づく通知	交付要綱第 9条第3項 の規定に基 づく通知	交付要綱第 10条の規定 に基づく指 示	交付要綱第 11条の規定 に基づく要 求	交付要綱第 13条第1項 の規定に基 づく通知	交付要綱第 13条第3項 の規定に基 づく返還命 令	交付要綱第 13条第4項 の規定に基 づく納付命 令	交付要綱第 15条第1項 の規定に基 づく取消 し又は変更	交付要綱第 15条第2項 の規定に基 づく返還命 令	交付要綱第 15条第3項 の規定に基 づく納付命 令	交付要綱第 15条第4項 の規定に基 づく納付命 令	交付要綱第 16条第2項 の規定に基 づく納付命 令	交付要綱第 16条第3項 の規定に基 づく納付命 令								
			オンラインを希望しない理由：																				

- ・全てオンラインによる処分通知等を希望する場合は、「全ての処分通知等をオンラインで受け取ることを希望」のみを「○」とし、「次の処分通知等についてオンラインで受け取ることを希望」は空白としてください。
- ・一部のみオンラインによる処分通知等を希望する場合は、「全ての処分通知等をオンラインで受け取ることを希望」は空白とし、「次の処分通知等についてオンラインで受け取ることを希望」のうちオンラインを希望する処分通知等について「○」としてください。
- ・オンラインを希望しないものがある場合は、その理由も記載してください。

※原則として、オンラインでの受け取りを希望した処分通知等については、公印・契印が省略され、電子メールにより送付されます。

Ⅲ 交付決定

1 交付先の決定方法

本事業の「公募要領」参照

(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber_network.html)

2 追加資料の提出等

交付額の決定は、提出書類に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を要請する。

3 申請内容の確認・採択・修正

総務省は、審査結果を総合通信局等を経由して、申請者あてに通知する。また、申請内容については、必要に応じて、申請者と総務省との間で調整の上、修正等を行うことがある。

4 交付手続き

(1) 交付決定通知書の送付（交付要綱第7条（交付決定の通知））

交付決定を行う案件については、交付額を決定し、申請者に対して交付要綱様式第2号により交付決定通知書を送付する。

(2) 補助事業の対象経費（交付要綱第4条（補助対象経費）、別表）

交付先は、本事業の実施に必要な経費として、交付要綱別表で定められた費目について補助金の支払いを受けることができる。（補助対象経費については、Ⅱ 5（1）～（3）を参照のこと。）

(3) 補助事業内容の変更（交付要綱第9条（変更等の承認））

交付決定通知書を受けた後、補助事業の内容を変更するときは、交付要綱様式第4号により総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的達成のために事業構成要素の相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合等、軽微な変更にあつてはその限りではない。

(4) 補助金の支払い（交付要綱第14条（支払））

補助金は、交付決定内容に係る通知書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は原則として、事業終了後速やかに交付要綱様式第9号により実績報告書の提出を受け、交付要綱様式第10号により交付額を確定した後、交付要綱様式第11号により精算払いにより支払う。

5 事業の実施

(1) 取得財産の取扱（交付要綱第19条（直接補助金交付の際付す条件））

取得財産等については、取得財産等管理台帳（Ⅴ 2－別紙）によって管理すること。また、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

総務省所管補助金等交付規則別表に定める処分制限期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。（Ⅵ 参照）

(2) 取得財産の処分による収入の納付（交付要綱第19条（直接補助金交付の際付す条件））

取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

6 報告

(1) 状況報告（交付要綱第11条（状況報告））

交付先においては、補助事業の進捗状況及び収支の状況について確認するため、状況報告を求められることがある。また、実績報告を行った後も、事業の継続的な運営に取り組み、適宜、総務省の求めに応じて、本事業に関する定量的効果データや課題等について、交付要綱様式第8号の様式により総務省に報告を行うものとする。

(2) 実績報告（交付要綱第12条（実績報告））

交付先は、補助事業が完了したときは、速やかに交付要綱様式第9号により実績報告書を総務省に提出しなければならない。

IV 交付決定後について

1 契約について

補助事業者が補助事業を遂行する際は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、誠実に補助事業を行うように努めるとともに、補助事業を遂行するために行う契約形態については、「恣意的な調達先の選定」、「身内・利害関係者への発注」、「不適正に高額な価格での調達」等とならないよう十分留意すること。

補助事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、総務省の交付決定通知日以降であり、単年度契約でなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない。）。また、契約の完了日は、交付申請書に記載の完了予定日以前でなければならない。

契約形態については、地方公共団体においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条及び第167条の2の規定により原則として一般競争入札とする。また、指名競争入札又は随意契約は、同令第167条又は第167条の2の各号に掲げる場合のみとすること。

第三セクター又は民間事業者のケーブルテレビ事業者が補助事業を遂行するために行う契約については、地方公共団体が行う契約形態に倣って、原則として一般競争入札により実施することが求められる。ただし、一般競争入札に付することが想定しにくいケースもあることから、その場合は、複数社から見積書の提出を求めるなど、競争原理の中で選定すること。

なお、実施主体が市町村、第三セクター又は民間事業者であるかを問わず、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にすること。

例：不適当な契約事例

- ① 交付決定を受けたA市で補助事業の要件を満たす事業の一部を実証実験として既に実施しているB社に対し、最も効率的に事業を実施することができることを理由に、A市がB社と随意契約を行った
（不適当な理由）B社が、A市で既に実証実験を行っていたことをもってA市がB社と随意契約を結ぶことは、「恣意的な調達先の選定」、「利害関係者への発注」といった観点から問題である。複数社が入札できる環境を設けた上で、一般競争入札を行うことが必要である。
- ② 入札を行うことを広く一般に周知せず、複数社から見積書入手し、最低価格の業者と契約を締結した
（不適当な理由）上記の手続は、「随意契約」に該当するものであり、一般競争入札を活用できない明確な理由がない場合は、入札を行うことを広く周知した上で、一般競争入札を行うことが必要である。

2 計画変更等について

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 経費の配分を変更するとき。ただし、別表に掲げる経費区分相互間における増減であつて、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるもの以外の軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止(廃止)承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第4項の規定を準用するものとする。

(1) 計画変更承認が必要な内容

ア 交付要綱第9条(1)に基づく別表(第4条関係)に係る経費区分相互間における増減であって、それぞれの分配金のいずれか低い額の20%を超える額の流用増減。

- ・1つの区分(施設・設備費のみ等)しか経費区分がない場合は該当しないので、下記イにより判断すること。
- ・事業内容の軽微な変更により事業費が増減するもの及び入札(企画競争による随意契約を含む)のみによる減額は当てはまらない。

イ 事業内容を変更するとき

- ・当初の交付決定の目的(申請書記載の補助事業の目的)を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。(下記(2)の「軽微な変更」に該当しない場合は、総務省に相談すること。)

交付申請及びそれに伴う交付決定は、補助事業の具体的な実施内容と事業費を決定するものである。したがって、交付決定後に実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められない点、留意されたい。(Ⅱ7(交付申請にあたっての留意点))

なお、審査にあたって総務省において、交付要綱様式第4号による変更承認申請を受理するとともに、変更理由書ほか変更内容が把握できる書類(様式については申請書に倣うこと)を確認する。

(2) 軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更をいう。軽微な変更に当たるかどうかの判断が困難な場合は、総務省に相談すること。また、実績報告の際にも以下の書類を添付すること。

総務省と協議せずに計画を変更し、実績報告時に変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となる場合がある。

- ・変更理由書
- ・申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料(新旧対照表)
- ・見積書については申請時と変更後の相違表
- ・申請時と変更後の図面

(軽微な変更と認められる場合の例)

補助事業の目的・内容にもよるが、例えば以下のような場合が考えられる。

○事業目的やサービスエリアの変更を伴わず、経費区分の額の流用増減が20%以下の場合であって、能率的な事業の目的達成に資する以下の変更。

- ・伝送ルートの小幅な変更
- ・実地調査を踏まえた設置設備数の減少
- ・設備の同等品への変更
- ・機器の設置場所の変更
- ・LAN配線の変更 等

(3) 事業の中止、廃止について

補助事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

(4) 事故報告について

補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、総務省に相談すること。なお、補助事業の完了日とは、単に工事が完了するだけでなく、整備された施設・設備が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることをいう。

(5) 交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には適正化法第17条、帰すことのできない場合には同法第10条により取り消すことがある。

3 差金回収について

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

限られた予算でより多くの要望団体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

(1) 入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

交付決定済の補助事業者に対しては、総務省が実施する「補助事業に係る契約状況の把握に関する調査」に併せて、必要に応じて当該時点における入札差金の調査を行うものとする。

補助事業者は、総務省からの求めに応じて当該時点における入札差金の状況を報告すること。

また、交付決定済の補助事業者に対し、交付要綱第11条に基づき様式第8号による入札差金の額の調査を行うこともあるので留意すること。

(2) 採択案件の交付決定額の変更

① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した補助事業者は総務省に対して交付決定額変更申出の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知を発出する。

② 以降の手續における留意点

交付決定額変更以降の手續（例：実績報告）における申請額は全て変更後の額を用いること。

V 実績報告事務マニュアル

1 実績報告書の作成について

(1) はじめに

実績報告書（以下「報告書」という。）は、補助事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものである。

(2) 実施確認

報告内容が事実であるかどうかを確認するため、できる限り補助事業を実施した事実を目視すること。

また、整備した機器は必ず「令和○年度当初（補正）予算ケーブルテレビ光化等整備支援事業」等と表示されているかどうか確認すること。

注1：表示は、適宜のラベルを機器に直接貼付したものとする。（幹線ケーブル等は表札等で適宜表示）

注2：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合がある。その際、事実と反することが判明した場合、補助金の返還を求める場合があるので注意のこと。

□報告書の作成のポイント

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了していること。

イ 補助事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了しているか。（あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は補助対象外となる。）

ウ 業者からの請求書（領収書）の内容は適正か。（V 1－別紙1 参照）

エ 添付図面は事実を的確に示しているか。（V 1－別紙2 参照）

オ 写真では、図面と整備した機器が一致しているか。（V 1－別紙3 参照）

(3) 提出書類（V 1－別紙4 参照）

報告書は次の順に編さんすること。

- ① 報告書（交付要綱様式第9号・資料1 2）
- ② 支出総括表及び支出内訳表（資料1 3）
- ③ 支出総括表差異表（資料1 4）
- ④ 工事請負契約等に係る総括表（資料1 5）
- ⑤ 実施した事業の概要が把握できる図面等（交付決定時及び実績報告時の2種。資料4・資料7・資料8－1・資料8－2等を参考にして作成すること。）
- ⑥ 光ファイバーケーブルの整備（使用）計画について（資料6－2）。実績報告の際は実際に整備された芯線についての説明を記載すること。）
- ⑦ 芯線設計の基本的な考え方について（資料6－2）。実績報告の際は実際に整備された芯線についての説明を記載すること。）
- ⑧ II 5－別表1・2との対応表（ソフトウェアを調達した場合。）
- ⑨ 口座設置届（交付決定時と変更がある場合のみ。資料1 1－1）
- ⑩ 契約先選定に関する書類（競争的選定を行った場合：一連の契約手続を示す書類、随意契約の場合：選定理由書及び発注経費の妥当性を証する書類）
- ⑪ 調達を行った場合は、その事業者（以下、単に業者）との契約書の写し
- ⑫ 業者からの請求書又は同領収書の写し（その算出内訳が分かるものを含む）
- ⑬ 検査調書及びそれに類する書類の写し
- ⑭ 放送に使用する伝送路の切替えを証する書類

- ⑮ I R U等によりサービスが行われる（見込みの）場合、当該サービス実施を証する書類
- ⑯ 完成写真（資料 1 6）

注 1 報告書の内容、申請時の事業の目的・概要、請求書（内訳）、添付図面等は内容を必ず一致させること。

注 2 補助事業に関連し、又は重複する国の事業がある場合は、その区分が分かる施設概要図に各々の補助事業の対象箇所が分かるように色分け等すること。また単独事業がある場合や既存設備を活用する場合も同様。

（４）提出方法

補助事業が完了した日¹から 1 箇月を経過した日又は翌会計年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに管轄の総合通信局等へ「（３）提出書類」に掲げる書類を提出すること。（ただし、できるだけ早期の提出に努めること。修正期間を考えると締切日の 2 週間前までに提出することが望ましい。締切日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がある。）なお、年度末は審査が集中するため、さらに時間に余裕をもって提出されたい。

（５）実績報告書提出後の事務手続き

実績報告書提出後、内容の審査を経て総務省から「補助金の額の確定通知書」が送付された際には、速やかに「補助金精算払請求書」（交付要綱様式第 1 1 号）を提出すること。

¹ 事業が完了した日：交付決定の対象となった事務事業が完全に終了（単に工事が完了するだけでなく、整備された設備等が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることをいう。）したとき。

業者からの請求書（領収書）の審査について

1 はじめに

交付要綱様式第9号では、施設整備工事代金等の「請求書の写し」又は「同領収書の写し」となっている。先に提出されている申請書に添付した見積書の明細と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違ないものかどうかを必ず確認すること。確認に当たっては、Ⅱ 7の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

2 請求書（領収書）の内容について

(1) 留意事項（以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。）

ア 請求書は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとする。

イ 請求書は、請求額を記載した「請求書鑑」と積算根拠の詳細がわかる「請求内訳」を提出すること。それをもとに、補助事業と他事業の費用按分等が分かる支出総括表（資料13）、交付申請時の見積りと請求書の内容の差異が分かる表（資料14）、工事請負契約等に係る総括表（資料15）を作成するものとする。都合、請求書については内訳も資料13・資料14の内訳と記載が一致するものとする。

ウ 請求内訳は実績額の算出根拠として正確な積算を行ったものを添付すること。

(2) 審査すべき内容

基本的には交付申請時に倣って審査し、以下の項目については、特に注意すること。

ア 交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に総務省に確認を取った事項も含め、資料14差異表に理由を記載すること。

イ 積算内容が適正か。

① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。

② 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかを確認。

→機器類の金額（単価）が異常に高くなっていないか。

→管理費等の諸経費の割合が異常に高くないか。

→〇〇一式△△円となっている場合、その内訳を確認。

ウ 記載内容に誤りはないか。

① 項目別経費一覧

・請求書の金額を要綱上の経費の項目別経費の表に分類して記載する。

② 請求書かがみ

・事業者名（代表者名も必要）

・日付（請求日は事業者が実績報告を提出する日以前となっていること。）

・工事名（「令和〇年度ケーブルテレビ光化等整備支援事業」）の表記があること。）

③ 請求内訳

・経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。（見出し番号を付記し、数字の流れを分かりやすくすることが望ましい。）

・機器等の単価が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。

・資料13・資料14の内訳と記載が一致するものとする。もし、項目が一致しない場合は、支出総括表内訳書（資料13-2）の項番との対応表を追加等すること。

エ 補助対象とならない経費が含まれていないか確認をすること。

オ その他

① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。

② 工事契約関係の書類の提出を交付要綱で義務付けていないが、それらの書類を提出し、交付決定後に契約が行われているか確認すること。

③ 分割払いの場合、各請求書の合計金額が契約金額と一致しているか確認すること。

添付図面の構成及び留意点について

1 考え方

添付図面は、補助事業の内容を把握できるものとする。詳細なものは必要ない。添付図面には「図面名」「凡例（印、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助事業対象となる部分を色分け等すること。確認にあたっては、Ⅱ 7の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

※第〇期工事等と複数の工期がある場合、補助事業にて整備する部分分かるようにすること。

2 構成及び留意点

添付図面は、用地付近の見取り図、設計の概要図で構成すること。

(1) 用地付近の見取り図

補助事業により整備されるエリア、センター施設等を色でマークすること。

その際は、必ずセンター（サブセンター）の位置を記入すること。

① 幹線等の整備

- ・ 5万分の1程度の地図で、今回の補助事業によりサービスを行うことのできるエリアを色でマークする。

（整備するエリアにより地図の縮尺は自由に変更してよい。）

- ・ 光ファイバー等ネットワークの敷設状況、クロージャーの配置等が把握できる程度とすること。
- ・ 公共施設・学校と接続する場合は、位置を示すこと。

② センター施設の整備

- ・ センター施設（局舎）の新築・改築等をする場合、その状況が分かるようにすること。
- ・ 他の事業との合築の場合、それが分かるように表示する。

③ ヘッドエンド・電源設備等の整備

- ・ 機器の設置状況が分かる図面

④ 用地・道路の整備

- ・ 購入する用地全体が分かる図面。図面には整備するセンター施設等を記載し、その用地が必要最低限であることを示すこと。

(2) 設計の概要図

① 幹線等の整備

- ・ ヘッドエンド系統図
- ・ 光ファイバー等ネットワーク系統図は芯線数（使用芯線数/敷設芯線数）、距離が分かるように記載すること。また、ラック等における機器配置も分かるようにすること。
※ F T T Hのうち、P O N方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、S S方式の場合は、加入者に最も近接しているクロージャーまで把握できるものとする。

② センターの整備

- ・ 建物内のレイアウトを表示。（室名も記載。）

③ ヘッドエンド・電源設備等の整備

- ・ システム系統図等その他必要な図面

添付写真について

1 作成の考え方

整備した機器の事実を確認できるものとする。補助対象の範囲がどれか分かるよう赤枠で囲む等、印をつけること。黑板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。以下の写真は不要。

- ・テレビ受像器による画質調整状況の写真
- ・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

なお、補助事業すべての機器の写真を提出する必要はないが、補助事業者は可能な限り現地確認を行い、補助事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めること。

2 写真作成の注意点

(1) 写真の種類

フィルム写真、デジタル写真によるカラー撮影とする。

注 写真は経年変色しない用紙で提出すること。

(2) 編さん方法

写真はクリアシート等で整理し、機器名、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。なお、写真に補助事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かが分かるように、シートの上、又は写真に油性サインペン等で囲むこと。

(3) 添付図面との符号

撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするため、添付図面に撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

3 撮影方法

(1) 屋内に設置されている機器の場合

基本的には、機器の設置が分かるように撮影すること。施設フロア全景→個々の機器の設置全景及び個々の機器の拡大写真、のように段階を経て撮影すること。既存設備、補助対象以外の機器が写真内に写っている場合は、補助金で整備した機器がどれか分かるよう赤枠で囲む等、印を付けること。

(2) 屋外に設置されている機器・ケーブルの場合

全ての機器について写真を撮る必要はない。ネットワークの光化を確認するのに必要な箇所のみで構わない。

ア 単価50万円以上の機器

地面から空中に架けられている全景＋機器の拡大写真

イ 単価50万円未満の機器

地面から空中に架けられている全景を撮影し、該当機器に印を付けること。

ウ ケーブル本体

クロージャ等機器と兼ねて撮影されていれば良いが、途中の機器がない場合は、ケーブル分岐等のポイントになる部分のケーブル（電柱部分）を撮影すること。

(3) センター施設・用地等について

センター施設については、センター工事終了後、その外観と各室の写真とする。用地等の取得があった場合は、センター工事終了後の写真とし、用地が適度な広さであることを確認すること。

実績報告書類一覧表

提出書類	書式	紙媒体 ※1	電子ファイル		注意事項
			ファイル名 ※2	ファイル形式 ※3	
報告書 (様式第9号)	資料12	・A4判片面 印刷	10_〇〇報告書	MS-Word	
支出総括表及び支出内 訳表	資料13-1 資料13-2	・片面印刷	20_〇〇支出総括表及 び支出内訳表	MS-Excel	
支出総括表差異表	資料14-1 資料14-2		30_〇〇支出総括差異 表	MS-Excel	
工事請負契約に係る総 括表	資料15		40_〇〇工事請負契約 等に係る総括表	MS-Excel	
実施した事業の概要が 把握できる図面等	資料4 資料7 資料8-1 資料8-2 等		50_〇〇実施した事業 の概要が把握できる図 面等(資料4:整備エ リア図) 51_〇〇実施した事業 の概要が把握できる図 面等(資料7:回線系 統図) 52_〇〇実施した事業 の概要が把握できる図 面等(資料8-1:装置 系統図) 53_〇〇実施した事業 の概要が把握できる図 面等(資料8-2:装置 実装図)	MS-Power Point、 Adobe PDF 等	・V 1－別紙2 参照
光ファイバーケーブル の整備(使用)計画に ついて	資料6-1		60_〇〇光ファイバー ケーブルの整備(使用 計画)について(資料 6-1)	MS-Excel	・実績報告の際は実際 に整備された芯線に ついての説明を記載 すること。
芯線設計の基本的な考 え方について	資料6-2		70_〇〇芯線設計の基 本的な考え方について (資料6-3)	MS-Word	・実績報告の際は実際 に整備された芯線に ついての説明を記載 すること。
Ⅱ 5－別表1・2と の対応表(ソフトウェア 関係)	様式適宜		80_〇〇ソフトウェア を購入した際のⅡ 5－ 別表1・2との対応表	MS-Word、 MS-Excel 等	
口座設置届	資料11-1	・A4判片面 印刷	90_〇〇口座設置届	MS-Word	・交付決定時と変更が ある場合のみ。
契約先選定に関する書 類	様式適宜		100_〇〇契約先選定に 関する書類(入札や随 契)	MS-Word、 MS-Excel、 Adobe PDF 等	・競争的選定を行った 場合:一連の契約手 続きを示す書類 ・随意契約の場合:選 定理由書及び発注経 費の妥当性を証する 書類
業者との契約書の写し	様式適宜		110_〇〇契約書	Adobe PDF 等	
業者からの請求書又は 領収書の写し	様式適宜		120_〇〇契約先からの 請求書(又は領収書)	Adobe PDF 等	・V 1－別紙2 参照

検査調書及びそれに類する書類の写し	様式適宜		130_〇〇検査調書	Adobe PDF 等	
放送に使用する伝送路の切替えを証する書類	様式適宜		140_〇〇放送に使用する伝送路の切替えを証する書類	Adobe PDF 等	
IRU 等によりサービスが行われる（見込みの）場合、当該サービス実施を証する書類	様式適宜		150_〇〇 I R U 等によりサービスが行われることを証する書類	Adobe PDF 等	
完成写真	資料 1 6		160_〇〇完成写真	MS-Excel、Adobe PDF 等	・ V 1－別紙 3 参照
参考資料					

※ 1 すべて A4 判で提出すること。ただし、図表等で A4 判ではあまりに文字等が小さくなり読めない場合は、その資料に限り A3 判で提出すること。

※ 2 ファイル名の〇〇の部分は〔申請主体名〕とする。申請主体名は略称で可。また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。 例：10_総務市報告書.docx

同じ種類の書類のファイルが複数分かれる場合は、末尾に連番の数字を付けること

例： 実施した事業の概要が把握できる図面等（資料 4：整備エリア図）01.pdf、

実施した事業の概要が把握できる図面等（資料 4：整備エリア図）02.pdf、

実施した事業の概要が把握できる図面等（資料 4：整備エリア図）03.pdf、…

※ 3 フォーマット形式は Windows OS に対応したものとする。また、必ず指定のファイル形式で提出すること。

2 経理等について

(1) 補助金の支払い

総務省から額の確定通知書により補助金額が通知される。これを受けて補助事業者は、要綱第14条第2項に定める「補助金精算（概算）払請求書」（様式第11号）を、総合通信局等を通じて提出すること。総務省では、提出された書類確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込む。

(2) 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

補助事業者において、補助事業完了後、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに交付要綱第16条の規定により「消費税額の額の確定に伴う報告書」（様式第12号）を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとする。特別会計で運営するなど課税対象の地方公共団体は報告書の提出が必要となるので注意のこと。

(3) 補助事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(4) 補助事業で整備した物品の管理

取得財産等管理台帳を作成し、管理すること（[V 2－別紙](#)参照）。

① 「取得価格」とは、財産を取得するために生じた全ての費用の合計とすること。

※例：設備費＋工事費＋用地取得・道路費＋共通経費

・工事費や共通経費において、他の財産と切り分けができない項目がある場合は、費用按分等を実施すること

② 「取得年月日」とは、財産の所有権を有する日（検査合格後の引き渡し日）とすること。

③ 「処分制限期間」とは、本事業は直接補助のみとなるため、交付要綱第19条第1項及び補足事項2（2）により、「総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）」の第8条別表に定める期間とすること。

また、各物品には、必ず「令和○年度当初（補正）予算ケーブルテレビ光化等整備支援事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、おって実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるようにすること。

(5) 補助事業により取得した財産の処分

補助金にて整備した施設・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、取得価格の多寡にかかわらず、あらかじめ総務省に相談をすること（[VI 財産処分について](#) 参照）。

<例>

取得財産等管理台帳																						
			全体額																			
			うち補助対象経費													(単位：円)						
財産項目	数量	単位	設備費	雑材料費 (按分)	工事費	雑工事費等 (按分)	直接工事費	諸経費	取得価格	設備費	雑材料費	工事費	雑工事費等	直接工事費	諸経費	取得価格	取得年月日	処分制限期間	財産種目	保管場所	補助率	備考

様式第9号（第12条第1項関係）

番 年 月 日 号

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）

度放送ネットワーク整備支援事業費補助金補助事業（年度終了）実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、 年度における実績について、放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の区分

2 補助事業の実施状況

（千円）

交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 （累計）	補助金交付 実績額

3 事業の実施状況（注2）

補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工日	
完了日	

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補助事業者の負担額	予算額		実績額
借入金			
自己資金			
その他() (注3)			
小計			
合計			

(円)

支 出		
経費区分	予算額	実績額 (支出額合計)
施設・設備費		
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計		

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真
- (3) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

(注1) 地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表

市町村長

」

と記載すること。

(注2) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注3) 財源の内容を記入すること。

資料 13-1

支 出 総 括 表(記 載 例)

本表の作成日を記入したか。
補助事業者名、代表者名を記載したか。

令和〇年〇月〇日
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市1-2-3 4
〇〇市長 〇〇 〇〇

件名: 令和〇年度 ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業(ケーブルテレビ光化等整備支援事業)
地域: 〇〇市(△△地区)

「地域」→資料12「報告書」内、「3 事業の実施状況」の「施設の設置場所」を指す。

請求額(全体) 114,000,000(消費税別途) 125,400,000(消費税込)
請求額(交付対象) 104,000,000(消費税別途) 114,400,000(消費税込)

交付対象の税抜額(市町村が実施主体の場合は、税込額)
→資料12「報告書」内、「4 事業収支総括表」の「収入」・「支出」表の
実績額(合計)と同額か。

【支出総括表 総括表】

(単位:円)

項番	項 目	全体(補助事業及び一体施工工事)				補助対象経費				補助対象外部分(一体施工工事)			
		数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額
I													
1	施設・設備の資材費等												
	局舎・センター施設												
	鉄塔												0
	外構施設												0
	伝送路設備												0
	無線アクセス装置	1	式	20,000,000	20,000,000				10,000,000				10,000,000
	送受信装置												0
	構内伝送路	1	式	30,000,000	30,000,000	1	式	30,000,000	30,000,000				0
	電源設備	1	台	1,000,000	1,000,000	1	台	1,000,000	1,000,000				0
	監視制御・測定装置	1	式	50,000,000	50,000,000	1	式	50,000,000	50,000,000				0
	ヘッドエンド装置												0
	その他事業を実施するために必要な経費												0
2	施設・設備の設置に係る工事費												0
	局舎・センター施設												0
	鉄塔												0
	外構施設												0
	伝送路設備												0
	無線アクセス装置	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	1,000,000	1,000,000				0
	送受信装置												0
	構内伝送路	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	1,000,000	1,000,000				0
	電源設備	1	台	1,000,000	1,000,000	1	台	1,000,000	1,000,000				0
	監視制御・測定装置	1	式	10,000,000	10,000,000	1	式	10,000,000	10,000,000				0
	ヘッドエンド装置												0
	その他事業を実施するために必要な経費												0
3	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の資材費等												0
4	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に係る工事費												0
	小計				114,000,000				104,000,000				10,000,000
II	用地取得・道路費												
1	用地取得・道路費												0
	用地取得費(用地購入費)												0
	土地造成費												
	取り付け道路整備費												
	附帯工事費												
	小計												
III	共通経費												
1	調査設計費												
	調査設計費												
	改修補強費												
	諸経費												0
	小計				0				0				0
	I～IIIの合計				114,000,000				104,000,000				10,000,000
	出精値引き				0				0				0
	出精値引き後				114,000,000				104,000,000				10,000,000
	調整額				0				0				0
	合計(税抜き)				114,000,000				104,000,000				10,000,000
	消費税額				11,400,000				10,400,000				1,000,000
	合計(税込み)				125,400,000				114,400,000				11,000,000

「項番」
→次頁「支出内訳表」と一致。

「全体」の額と、「補助対象経費」+「補助対象外部分」の合算額
が一致。

消費税の計算結果について、小数点以下の端数処理は、
国の基準に準じ切り捨て。

【支出総括表 内訳書】										※金額や設置機器等についてはあくまで例示である。										(単位:円)									
項番	項目	全体(補助事業及び一体施工工事)					備考	補助対象経費					備考	補助対象外部分(一体施工工事)					備考										
		数量	単位	単価	金額			数量	単位	単価	金額			数量	単位	単価	金額												
I																													
1	施設・設備の資材費等																												
エ	伝送路設備(光伝送路)																												
1	光ファイバケーブル(200芯)	10000	m	500	5,000,000	芯線按分による。(別紙●)		-	-	-	2,500,000		-	-	-	2,500,000													
	...	...	...	...	5,000,000			-	-	-	2,500,000		-	-	-	2,500,000													
	光ファイバケーブル(2芯)	10000	m	100	1,000,000			-	-	-	500,000		-	-	-	500,000													
	メッセンジャーワイヤー	30000	m	50	1,500,000			-	-	-	750,000		-	-	-	750,000													
	...	...	...	...	3,500,000			-	-	-	1,750,000		-	-	-	1,750,000													
カ	監視制御・測定装置																												
1	LOGサーバ																												
2	同上用ソフトウェア				3,000,000			-	-	-	2,000,000	別紙(ソフトウェア詳細)	-	-	-	1,000,000													
	...																												
コ	ヘッドエンド装置				5,700,000						3,500,000						2,200,000												
1	OFDM/光パルソセサ	5	台	500,000	2,500,000			5	台	500,000	2,500,000																		
2	TV/光パルソセサ	5	台	400,000	2,000,000								5	台	400,000	2,000,000													
3	サブブラック	2	台	200,000	400,000			1	台	200,000	200,000			1	台	200,000	200,000												
	...	...	...	...	800,000			...	...	...	800,000																		
2	施設・設備の設置に係る工事費				34,200,000																								
コ	ヘッドエンド装置																												
1	OFDM/光パルソセサ	5	台	400,000	2,000,000			5	台	400,000	2,000,000																		
2	TV/光パルソセサ	5	台	300,000	1,500,000								5	台	300,000	1,500,000													
3	サブブラック				0																								
	...	...	...	...	800,000																								
ク	線路設備																												
	光ファイバケーブル(200芯)	10000	m	300	3,000,000	原							-	-	-	1,500,000													
	...	...	...	...	3,000,000								-	-	-	300,000													
	光ファイバケーブル(2芯)	10000	m	60	600,000								-	-	-	300,000													
	メッセンジャーワイヤー	30000	m	10	300,000								-	-	-	150,000													
	引込み工事費	1000	戸	20,000	20,000,000			500	戸	20,000	10,000,000		500	戸	20,000	10,000,000													
	...	...	...	...	3,000,000						1,500,000					1,500,000													
3	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の資材費等																												
4	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に係る工事費																												
	小計				64,600,000																								
II	用地取得・道路費																												
1	用地取得・道路費																												
	小計																												
III	共通経費																												
1	諸経費																												
ウ	共通仮設費	1		10,000,000	10,000,000	○精算基準による。(別紙●)		-	-	-	6,760,000		-	-	-	3,240,000													
2	現場管理費	1		15,000,000	15,000,000			-	-	-	10,140,000		-	-	-	4,860,000													
3	一般管理費	1		10,000,000	10,000,000			-	-	-	6,760,000		-	-	-	3,240,000													
	小計				45,000,000						32,660,000					12,340,000													
	合計(値引き前)																												
	出精値引き																												
	I~IIIの合計				109,600,000											12,340,000													
	出精値引き				0						0					0													
	出精値引き後				109,600,000											12,340,000													
	調整額				0											0													
	合計(税抜き)				109,600,000											12,340,000													
	消費税額				10,960,000						3,266,000					1,234,000													
	合計(税込み)				120,560,000						35,926,000					13,574,000													

単位の「一式」表示は内訳表においては原則不可。
→内訳が多岐にわたり記載が困難なため「一式」表示とする場合は、
内訳は別紙扱いとし、備考欄に当該別紙番号を記載。

ソフトウェア経費など、費目が詳細になる場合
→別紙(適宜様式)にまとめ、備考欄にその別紙番号を記載。
(また、ソフトウェア経費については、「II.5 別表1・2との対応表」を作成。)

「項番」
→前頁「支出総括表」と一致しているか。

1つの項目を「補助対象・補助対象外」に按分した場合
●「備考」→ 按分方法(考え方や按分率など)を必ず記載。または別紙扱いとし、その別紙番号を記載。
●「数量・単位・単価」→ 芯線按分などの結果、記載不可能になる場合に限り、図示のように「一」表示も可

設置機器と、それに対応する工事費(設置費等)が計上されていること。(①→ 参照)
ただし、機器の配置などで工事費(設置費等)がかからなかった場合は、金額「0」で記載。(②→ 参照)

「III 共通経費」など、その積算基準が別にある場合
→「備考」に詳細(基準や計算式)を記載。
または、別紙扱いとし、「備考」に当該別紙番号を記載。

各項目の「小計・合計」
→前頁「支出総括表」と整合。

出精値引き: 契約の相手方の値引き
調整額 : 事業実施者が調整する額

支出総括表差異表（記載例）

令和〇年度 ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業（ケーブルテレビ光化等整備支援事業）
 〇〇市（△△地区）

実績額

114,000,000 円（消費税は別途）

125,400,000 円（消費税込み）

（単位：円）

【支出総括表 差異表】			申請時(補助対象経費)				実績時(補助対象経費)				備考	
項目			数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
I		施設・設備費										
	1	施設・設備の資材費等										
		アイ										
		ウ										
		エ										
		オ	1	式	20,000,000	20,000,000		1	式	10,000,000	10,000,000	
		カ										
		キ	1	式	30,000,000	30,000,000		1	式	30,000,000	30,000,000	
		ク	1	台	1,000,000	1,000,000		1	台	1,000,000	1,000,000	
		ケ	1	式	50,000,000	50,000,000		1	式	50,000,000	50,000,000	
		コ										
		サ										
	2	その他事業を実施するために必要な経費										
		施設・設備の設置に係る工事費										
		アイ										
		ウ										
		エ										
		オ	1	式	1,000,000	1,000,000		1	式	1,000,000	1,000,000	
		カ										
		キ	1	式	1,000,000	1,000,000		1	式	1,000,000	1,000,000	
		ク	1	台	1,000,000	1,000,000		1	台	1,000,000	1,000,000	
		ケ	1	式	10,000,000	10,000,000		1	式	10,000,000	10,000,000	
		コ										
		サ										
	3	その他事業を実施するために必要な経費										
		附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の資材費等										
	4	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に係る工事費										
		小計				114,000,000					104,000,000	
II		用地取得・道路費										
	1	用地取得・道路費										
		アイ										
		ウ										
		エ										
		オ										
		カ										
		キ										
		ク										
		ケ										
		コ										
		サ										
III		共通経費										
	1	調査設計費										
		改修補強費										
		諸経費										
		小計				0					0	
		I ～ Ⅲ の合計				114,000,000					114,000,000	
		出精値引き				0					0	
		出精値引き後				114,000,000					114,000,000	
		調整額				0					0	
		合計(税抜き)				114,000,000					114,000,000	
		消費税額				11,400,000					11,400,000	
		合計(税込み)				125,400,000					125,400,000	

資料 1 4 - 2

(単位:円)

【支出内訳表 差異表】					申請時(補助対象経費)				実績時(補助対象経費)				備考(差異理由)			
項目					数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	仕様	図面番号	写真番号	
I 施設・設備費																
1 施設・設備の資材費等																
エ 伝送路設備																
光ケーブル(8芯)					1000	m	60	60,000	1000	m	50	50,000				
光ケーブル(12芯)					1000	m	120	120,000	1000	m	115	115,000				
...					○	m	...	...	○	m	...	...				
コ ヘッドエンド装置								10,000,000				9,000,000				
シグナルプロセッサ					5	台	500,000	2,500,000	5	台	480,000	2,400,000				
出力増幅器					2	台	500,000	1,000,000	2	台	450,000	900,000				
分配器					2	台	500,000	1,000,000	2	台	490,000	980,000				
混合器					2	台	500,000	1,000,000	2	台	500,000	1,000,000				
...					○	台	...	...	○	台	...	...				
...					○	台	...	...	○	台	...	...				
2 施設、設備の設置に係る工事費																
エ 伝送路設備																
光ケーブル(8芯)					1000	m	60	60,000	1000	m	50	50,000				
光ケーブル(12芯)					1000	m	120	120,000	1000	m	115	115,000				
...					○	m	...	...	○	m	...	...				
コ ヘッドエンド装置							1,000,000	1,000,000			1,000,000	994,500				
シグナルプロセッサ					5	台	20,000	100,000	5	台	19,000	95,000				
出力増幅器					2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000				
分配器					2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000				
混合器					2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000				
...					○	台	...	...	○	台	...	...				
...					○	台	...	...	○	台	...	...				
小計																
II 用地取得・道路費																
III 共通経費																
ア 調査設計費								3,000,000				2,980,000				
現場調査費					1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	995,000	995,000				
詳細設計費					1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	1,000,000	1,000,000				
...					○	○	...	...	○	○	...	...				
ウ 諸経費								3,000,000				2,980,000				
共通仮設費					1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	993,000	993,000				
現場管理費					1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	997,000	997,000				
一般管理費					1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	990,000	990,000				
...					○	○	...	...	○	○	...	...				
小計																
合計																

※申請時の欄については、交付決定を受けた交付申請書の内容を記載。変更承認を受けた場合には、変更承認後の内容を記載すること。

※備考の欄には、申請時の行から差異が生じている項目は全て差異理由を記載。別途、差異理由書がある場合は、差異理由書の該当番号等を記載。

※図面番号は、各図面に記載の番号と合致させること。

※写真番号は、写真掲載の表に記載の番号と合致させること。

◎他の書類とのリンクは設定していません。リンク及び数式を入力する場合は、各団体の責任によりおこなってください。

※申請時の欄については、交付決定を受けた交付申請書の内容を記載。変更承認を受けた場合には、変更承認後の内容を記載すること。

※備考の欄には、申請時の行から差異が生じている項目は全て差異理由を記載。別途、差異理由書がある場合は、差異理由書の該当番号等を記載。

※図面番号は、各図面に記載の番号と合致させること。

※写真番号は、写真掲載の表に記載の番号と合致させること。

◎他の書類とのリンクは設定していません。リンク及び数式を入力する場合は、各団体の責任によりおこなってください。

工事請負契約等に係る総括表

契約額(請求額)合計 365,500,000

(単位:円)

(単位:円)											
No.	業者名	工事名	契約書			完成年月日	検査日	請求日	契約額 (変更契約無しの場合、変更後に記入)		契約の形態
			契約日	着工年月日	完成年月日				変更前	変更後	
1	〇〇興業株式会社	〇〇市令和〇年度ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	令和〇年10月12日	令和〇年10月15日	令和〇年3月10日				150,000,000		一般競争入札
2		上記1の変更契約	令和〇年3月3日	同上	令和〇年3月15日	令和〇年3月10日	令和〇年3月14日	令和〇年3月20日		140,000,000	
3	△△電気工業株式会社	〇〇市令和〇年度ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	令和〇年11月22日	令和〇年11月27日	令和〇年3月15日				200,000,000		一般競争入札
4		上記3の変更契約	令和〇年3月14日	同上	令和〇年3月25日	令和〇年3月10日	令和〇年3月14日	令和〇年3月20日		190,000,000	
5	株式会社□□ケーブルテレビ	〇〇市令和〇年度ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	令和〇年10月30日	令和〇年11月1日	令和〇年3月15日	令和〇年3月10日	令和〇年3月14日	令和〇年3月16日	16,000,000	15,000,000	一般競争入札
6	〇〇電力株式会社	〇〇市令和〇年度ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	令和〇年10月1日	令和〇年10月1日	令和〇年11月10日	令和〇年11月10日	令和〇年11月20日	令和〇年3月1日		20,000,000	随意契約
7	〇〇株式会社	〇〇市令和〇年度ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	令和〇年9月1日	令和〇年9月1日	令和〇年9月25日	令和〇年9月25日	令和〇年9月26日	令和〇年9月27日		500,000	指名競争入札

(写真イメージ)

センター施設、接続施設の名称を記載。

施設内の具体的に設置された場所を記載すること。
「総務課」「事務室」「ロビー」「屋外」等

完了後写真

支出内訳表 差異表(資料14-2)の項目と対応するよう記載。

支出内訳表 差異表(資料14-2)、装置系統図(資料8-1)、
装置実装図(資料8-2)等の同番号と合致させること。

装置系統図(資料8-1)、装置実装図(資料8-2)等上
の実際の撮影位置に、本番号を記載。

写真番号	1
施設名	〇〇〇役場
設置場所	〇〇課
内容	メディアコンバータ
図面番号	1
撮影位置	①

完了後写真

カラー写真を貼付。
・複数の機器が写っている場合は矢印で示す等わかるようにすること。
・補助対象外設備等も混在して写っている場合、補助対象設備がどれか分かるよう、線で囲むなどすること。

写真番号	2
施設名	〇〇〇役場
設置場所	〇〇課
内容	メディアコンバータ
図面番号	2
撮影位置	②

完了後写真

写真番号	
施設名	
設置場所	
内容	
図面番号	
撮影位置	

VI 財産処分について

補助事業完了後においても補助事業者は当該事業で取得した財産等については善良なる管理者の注意をもって管理する（以下「善管注意義務」という。）とともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。（交付要綱第19条第3項参照）

万が一、本補助事業により取得又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち処分制限期間を経過していないものについて、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する時は、あらかじめ財産処分の手続が必要となる。（交付要綱第19条第1項参照）

財産処分の考え方については、適正化法、交付要綱及び「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」（平成20年4月30日総官会第790号。以下「承認基準」という。）の規定に基づくので留意すること。

1 財産処分の種類について

承認基準に定義されている財産処分は、次のとおりとなる。

- ・ 転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用（※）
- ・ 譲渡：補助対象財産の所有者の変更
- ・ 交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換
- ・ 貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
- ・ 担保：補助対象財産に対する抵当権の設定
- ・ 取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと
- ・ 廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること

（※）別の補助事業（＝別の交付決定）に使用する場合は、目的外使用に当たる可能性があるため、事前に総務省にご相談いただきたい。

2 財産処分の申請について

（1）取得財産等の取得価格が50万円以上の場合

処分制限期間中の財産処分については、適正化法第22条及び交付要綱第19条第1項に基づき、取得財産等のうち「取得価格（※）が単価50万円以上のものについて（中略）大臣の承認を受けなければならない」。したがって、補助事業者は、総務大臣に対し承認申請書を提出し、その承認を経る必要がある。

ただし、交付要綱第21条の「大臣が別に定める基準」（交付要綱の補足事項3（2）及び承認基準第2の2参照）に該当する場合は、事前届出書の受付をもって承認の扱いとなる。

また、承認申請及び届出のどちらの手続であっても、国庫納付の免除規定（承認基準第3参照）に該当しない限り、国庫納付に関する条件を付して承認することとなる。

国庫納付額については、承認基準第4及び交付要綱の補足事項3を参照されたい。

財産処分の承認等の通知については、オンラインによる送付としてよいか改めて確認することとなる。

（※）取得価格とは、取得財産等の購入（資材費）の対価だけでなく、取得財産等を取得するために生じた全ての費用の合計（設備費＋工事費＋用地取得・道路費＋共通経費工事費等を含む）。

（２）取得財産等の取得価格が５０万円未満の場合

処分制限期間中の財産については、取得価格が５０万円未満の場合であっても、善管注意義務に反するような財産処分はできない。

したがって、補助金の交付の目的を達成するために特に必要ないと認められるもの以外は、総務省に対して財産処分手続が必要となる。

Ⅶ Q & A

【当整備事業用オリジナルQ & A】

【応募が予算額を上回った場合の比較審査】

問1 今回は、自治体整備案件、第三セクター法人整備案件と承継事業者整備案件の全て併せて、補助金の予算額が決まっているが、応募（申請）額が上回った場合は、採択はどのように行うのか。

（答）

まず、本マニュアルⅡ．2～6に記載したように、交付要綱第3条（定義）及び第4条（補助対象経費）に照らし補助対象と認められない設備分を控除する審査をした上で、補助対象となり得る設備が予算額を上回ることになった場合は、自治体整備案件、第三セクター法人整備案件を含め全体の中で比較する審査（比較審査）を経て、予算の範囲内でより補助目的に合致するものから順に採択することになると考えている。ただし、全ての案件が補助要件を満たす場合、補助対象額を調整し、全ての案件を採択する場合もある。

【IRU等公設民営形態】

問2 交付要綱第3条にいう「市町村又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワーク」とは、公設民営・指定管理者への委託・IRU方式など、市町村が所有しているものの、運営面で民間事業者を活用しているものも含まれると解して良いか。

（答）

市町村又は第三セクター法人が所有するケーブルテレビネットワークについて補助する事業なので、公設公営、公設民営（市町村が整備したもの）でも対象となる。

したがって、IRUによる公設民営の形態での登録・届出事業者も認められる。

【第三セクター法人への出資】

問3 第三セクター法人が整備する区域を管轄する自治体からの出資を受けていない場合は、交付申請時まで当該自治体からの出資を受けることが必要か。

（答）

第三セクターの事業者とは「地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人」であるため、都道府県又は市町村からの出資若しくは拠出に係る法人であればよく、整備する区域を管轄する自治体からの出資は必須ではない。

【地域防災計画の改正】

問4 交付申請時に地域防災計画にケーブルテレビの位置付けに関する記述はない場合は補助対象となるのか。

（答）

原則として交付申請時に地域防災計画にケーブルテレビの位置付けに関する記載があることが必要。どうしても交付申請時までに間に合わない場合は、地域防災計画の改正が確実であることを証明する書類（例：市町村の計画書、覚書等）を添付するとともに、実績報告時に改正後の地域防災計画を提出すること。

なお、地域防災計画におけるケーブルテレビの位置付けに関する記載については、次のいずれかを想定している。

- ① ケーブルテレビ事業者名の記載がある（地域防災計画の中で、指定地方公共機関又は公共的団体その他防災上重要な施設の管理者として事業者名が明記されている）
- ② 手段としてケーブルテレビが記載されている（地域防災計画の中で、警報の伝達及び警告、避難指示等における手段として、ケーブルテレビが明記されている）

ただし、①②に該当せず、災害時にケーブルテレビを活用する何らかの記載が地域防災計画にある場合でも排除はしないが、比較審査では劣後すると考えられる。

【自主放送なし施設、届出施設】

問 5 補助対象となる事業者は、放送法に定める登録一般放送事業者のみか、届出事業者も対象となるのか。また、自主放送の有無についてはどうか。

(答)

交付要綱では、登録事業者・届出事業者の別、自主放送の有無の別について要件としては定めていない。ただし、提案の公募において応募額が予算額を上回り、比較審査となる場合は、超高精細度映像（4K・8K）の放送について、自主放送を行うのか、衛星 4K・8K 放送の再放送を行うのか、あるいは双方とも行うのかといった要素も考慮することになる。

【整備地域における 4 K ・ 8 K 放送の要件】

問 6 本補助事業においては、4 K ・ 8 K 放送の実施計画があることが補助要件になるのか。

(答)

本補助事業の補助目的は、①災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、②耐災害性の強化を図るとともに、③超高精細度映像（4K・8K）の視聴環境の構築に資することであるが、③（超高精細度映像の視聴環境の構築）については、超高精細度放送（4 K 放送等）の計画があり、事業完了までに超高精細度放送（4 K 放送等）を実施していることが条件となる。

また、提案の公募において応募額が予算額を上回り、比較審査となる場合は、超高精細度映像の視聴環境の構築に直結する 4 K 放送等の計画の有無や具体性を考慮することになる。加えて、超高精細度映像（4 K ・ 8 K）の放送について、自主放送を行うのか、衛星 4K・8K 放送の再放送を行うか、あるいは双方とも行うのかといった要素も考慮することになる。

【既に超高精細度（4 K ・ 8 K）の放送を実施している場合の申請】

問 7 既設 HFC 伝送路において超高精細度（4 K ・ 8 K）の放送を実施している場合でも、更なる帯域確保のための補助申請は認められるか。

(答)

補助対象として認められる。

【F T T H 化に伴う既設光ファイバーの扱い】

問 8 F T T H 化に伴い光ノードよりも上流の幹線も含めて光ファイバーの敷設が必要となる場合、補助対象となるのか。

(答)

光ノードよりも下流の FTTH 化を行うために、上流の幹線も含めて光ファイバーの敷設が必要となる場合は補助対象となり得る。ただし、上流において既設の光ファイバーも活用し、芯線の不足分の光ファイバーを増設する形で対応可能な場合はそれが望ましい。いずれの場合も、F T T H 化に必要な最低限の芯数とするよう留意すること。

【一部のサービスの承継】

問 9 市町村等が一部サービスの提供を補助事業完了までに終了し、承継事業者が残りのサービスを承継する場合、承継事業制度は活用できるのか。

(答)

活用できる。その場合は、市町村等との間で締結した協定書等にその旨を記載すること。

【自主放送の承継①】

問 9 - 2 市町村等による自主放送について、承継後は承継事業者の設備を通じて市町村等が提供を継続する場合、承継事業制度は活用できるのか。

(答)

活用できる。その場合は、市町村等との間で締結した協定書等にその旨を記載すること。

【自主放送の承継②】

問 9 - 3 市町村等による自主放送について、承継後は市町村等が制作した放送コンテンツを承継事業者が放送する場合、承継事業制度は活用できるのか。

(答)

活用できる。その場合は、市町村等との間で締結した協定書等にその旨を記載すること。

【複数年度の承継】

問 9 - 4 市町村等の地域を複数年度で分割して承継する場合、承継事業制度は活用できるのか。

(答)

活用できる。その場合は、市町村等との間で締結した協定書等にその旨を記載すること。

また、後年度の整備について承継事業制度を活用する場合は、別途本補助金の申請が必要になるので、留意すること。

【承継後のサービス内容や提供条件】

問 9 - 5 承継事業制度の活用にあたって、承継後のサービスの内容や提供条件はどのように定めれば良いか。

(答)

承継後のサービスの内容や提供条件については、地域の状況に応じて、市町村等と承継事業者の当事者間において協議を行った上で定めることになる。

なお、サービス提供にあたっては、有料放送分野の消費者保護ルール等に留意すること。

【承継事業に係る設備の譲渡等①】

問 9 - 6 承継事業制度の活用にあたって、市町村等が承継事業者に対して、放送用設備を譲渡し、放送用回線は譲渡しない場合について、承継事業制度の活用は可能か。

(答)

承継元の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受けること等により、ケーブルテレビの業務の提供についてこれらの者が担ってきた役割を継続して果たす者を承継事業者として定義していることから、承継事業者が放送用設備と放送用回線の両方の譲渡等を受けることを想定しており、承継元が放送用回線を譲渡せずに保有し続ける場合は、原則、補助対象とならない。

なお、承継事業者が、ネットワークの一部についてのみ譲渡を受け、老朽化した部分については新規で設置するケースについては、補助対象となる。

【承継事業に係る設備の譲渡等②】

問 9 - 7 承継事業制度の活用にあたって、海底ケーブル等については引き続き承継元が保有し、その他の光ファイバー等の回線設備等を譲渡する場合は、承継事業制度の活用は可能か。

(答)

原則、光ファイバー等の回線設備の全てを承継事業者に譲渡等する必要がある。

ただし、海底ケーブルや海峡横断ケーブル等を承継元が保有する場合については、補助対象となる。

【承継事業に係る引き込み線の取り扱い】

問 9－8 通信事業者とケーブルテレビ事業者が連携して承継事業制度の活用にあたって、通信事業者のブロードバンド回線（光ファイバー）がすでに整備されており、既存設備を有効活用した場合、承継事業では光ファイバーの整備がなく、ヘッドエンドや引き込み線のみのも事業になる場合においても、補助事業として認められるか。

（答）

承継事業を実施する場合は補助対象として認められる。民設移行を推進する観点から、既存設備を有効活用し、国費の支出を抑えることは望ましいことであると考え。その場合には、整備計画書等にその旨を記載して申請すること。

また、ブロードバンド回線（光ファイバー）が他の補助事業にて整備されている場合は、財産処分等の手続きが必要になることが想定されるため、本事業の申請前に整備した時の補助事業を管轄する省庁（自治体）へ確認されたい。

【インターネットサービスも同時に提供する場合の伝送路設備（幹線）の整備】

問 10 補助事業者が、インターネットサービスも同時に提供する設備の幹線整備を行う場合、通信芯線を按分して補助対象事業費を算出することになるのか。

（答）

補助目的は、①災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、②耐災害性の強化を図るとともに、③超高精細度映像（4K・8K）の視聴環境の構築に資することであり、幹線のうち通信線については、原則、追加の整備に該当するため補助対象外としている（1芯3波方式を除く）。

なお、他事業と併用し通信線を追加に整備する場合は按分の必要がある。

【補助目的に照らし説明がつかない設備整備】

問 11 耐災害性の向上を伴わない、4K・8Kの視聴環境の構築に資する送受信設備（アンテナ、ヘッドエンド）等の整備だけを行う場合は、補助事業として認められるか。

（答）

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していることが必要。補助目的は、①災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、②耐災害性の強化を図るとともに、③超高精細度映像（4K・8K）の視聴環境の構築に資することであるため、①②に繋がらない4K・8K用のヘッドエンド等の整備だけを実施する事業は、補助事業の対象とは認められず、①～③を充足する場合に補助対象となり得るものである。

なお、ONUの工事については、

- ① V－ONUのために、最寄りのクロージャ－～V－ONU間の引込工事を行う
- ② V－ONUからD－ONU間の宅内工事を行う

場合だと、①までを補助対象とする。

ただし、承継事業を実施する場合は、承継元又は自社の設備を有効活用すること等により伝送路の整備が不要であれば、ヘッドエンド等の整備のみを実施する事業であっても認められる。

【加入者系端末（引込線を含む）】

問 1 2 加入者宅に設置する「ONU（光回線終端装置）」、「STB（セットトップボックス）」の購入費と宅内への引き込み工事・設置工事費は補助対象として認められるか。

（答）

加入者宅に設置する端末（ONU や STB 等）及び引込線の工事・設置工事費も交付対象となる。ただし、補助事業者以外の所有となるものについては交付の対象とはならないので注意すること。加えて、補助対象設備として認められるためには、交付要綱第 3 条（定義）で定める「補助目的」に合致していることが必要。

補助目的は、①災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、②耐災害性の強化を図るとともに、③超高精細度映像（4K・8K）の視聴環境の構築に資することであるため、①～③に繋がらない ONU、4 K 放送視聴機能等を有しない STB の整備事業は、補助事業の対象とは認められず、①～③を充足する場合に補助対象となり得るものである。

なお、予算の状況によっては引込工事のうち通信分について、補助対象外になることもあり得る。

【更問】 「ONU」など加入者系端末を契約解除等により移設、一時使用中断、故障による取替え等した場合、財産処分手続は必要となるか。

（答）

当該加入者系端末を同一補助事業者のサービスエリアの別加入者宅に再設置、同種類の機器に取替えるなどにより、補助事業の効果が同様に維持されていれば、不要である。なお、故障した機器であっても処分制限期間を経過していないものを廃棄しようとする場合は、取得価格の多寡にかかわらず、事前に総務省へ相談されたい。

【引込線切替工事の費用】

問 1 3 補助事業完了後 HFC から FTTH への切替工事を実施するとき、引込線切替工事のみの事業を申請すれば補助対象となるか。

（答）

原則、引込線切替工事のみの事業は補助目的に合致しないため、補助対象として認められない。引込線切替工事が補助対象となるのは、幹線と一体整備する事業である。

ただし、承継事業を実施する場合は、承継元又は自社の設備を有効活用すること等により伝送路の整備が不要であれば、引込線切替工事のみを実施する事業であっても認められる。

【補助対象となるエリア】

問 1 4 今までケーブルテレビネットワークを整備していないエリアで新たに整備することは補助対象になるのか。

（答）

本補助事業は、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人の所有するケーブルテレビネットワークについて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像の視聴環境の構築に資する観点から整備を行う事業であることから、現在ネットワークが整備されていないエリアで新たに整備をすることは補助対象とならない。

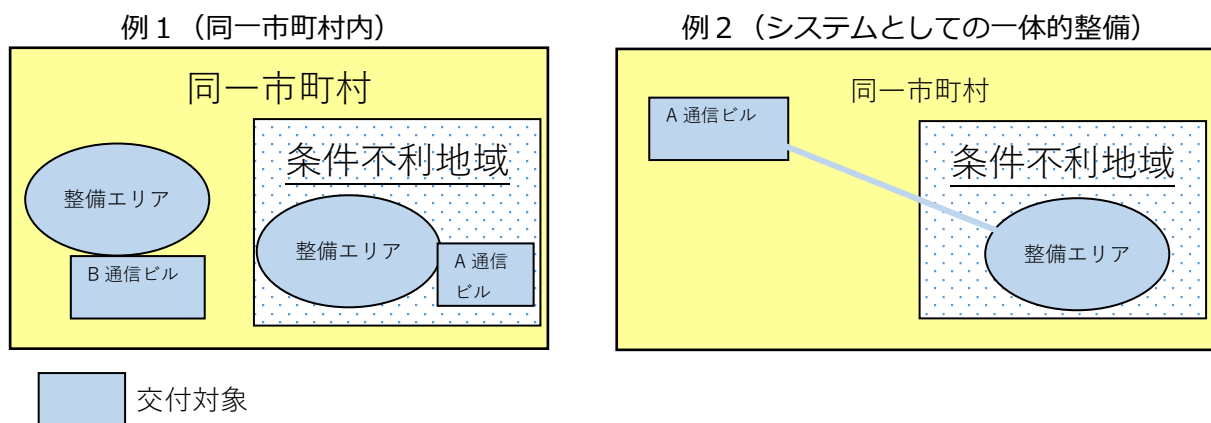
【更問】 条件不利地域における整備において、どの地域が補助対象となるか。

(答)

条件不利地域が含まれる整備箇所の属する市町村と一体化した事業であれば、その地域全体を対象エリアとすることが可能である。

例 1：条件不利地域が含まれる整備箇所の属する市町村と同一の市町村内と同時に整備する場合

例 2：条件不利地域を整備する場合に、システム上一体的に整備する場合

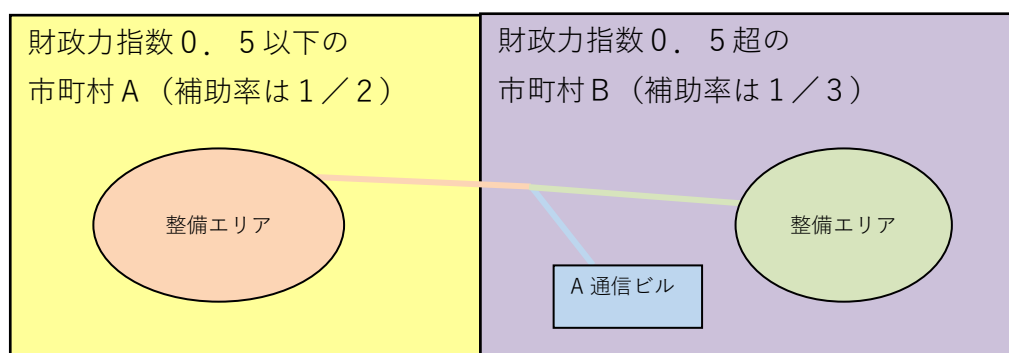


【更問】 (自治体の連携主体の場合において) 異なる補助率のエリアを整備する場合の取り扱いはどうなるか。

(答)

各々、整備するエリアの補助率による国庫補助となる。

例：複数市町村を同時に整備し異なる補助率になる場合は、1つの市町村の補助率は $1/2$ になり、残りの市町村は $1/3$ の場合となる（共有するヘッドエンド等については、芯数按分をする等、実態に即した按分を実施すること）。



【類似した事業との併用】

問 15 ケーブルテレビ複線化等整備支援事業や高度無線環境整備推進事業との併用は可能か。

(答)

一の申請者が、本事業、ケーブルテレビ複線化等整備支援事業及び高度無線環境整備推進事業の三事業を併用することは可能だが、それぞれ別事業として申請する必要がある。按分については、局舎施設等の合築の場合は専有面積による按分など比例按分を原則、伝送路を共用する場合は使用芯線数による比例按分を原則とする。

【更問】 本事業実施する際に他の補助事業と併用して実施する場合は、どのような点に注意をすればよいか。

(答)

本事業は、ケーブルテレビネットワークの光化（FTTH 化）及びそれに伴う送受信設備等の整備であるため、本事業の目的以外の利用（高度無線事業用やブロードバンド等代替事業用 等）のための芯線や機器等の施設・整備を追加整備する場合は、実態に即して、他の補助金との按分が必要である（按分方法については汎用 Q&A 問 7 参照）。

<例>

1 本のケーブル内に 3 事業の芯線が混在している場合。

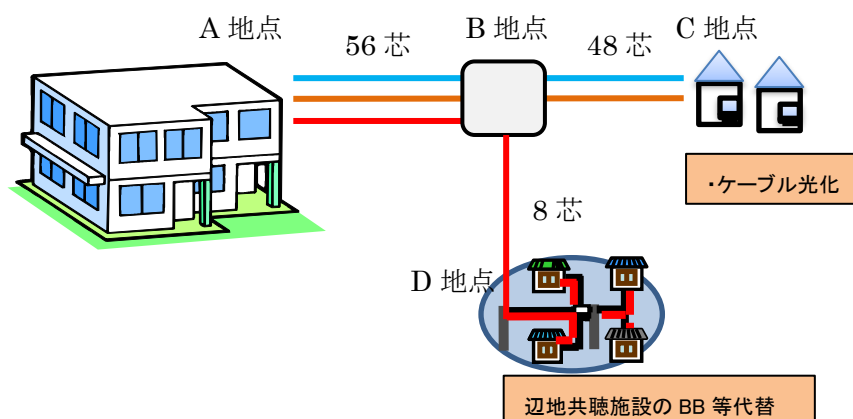


このような場合は、

ケーブル光化事業用	24 / 56 (補助対象)
高度無線事業用	24 / 56 (補助対象外)
ブロードバンド等代替事業用	8 / 56 (補助対象外)

の芯数按分を基準とし、資材費や雑材料、労務費、諸経費等を按分する。

また、路線図が以下の場合



原則、次のとおり申請する必要がある。

A 地点—B 地点	: 3 種類の按分
B 地点—C 地点	: 2 種類の按分
B 地点—D 地点	: 1 種類のみ

【更問】 すでに交付決定済みの案件と併用することは可能か。

(答)

可能である。ただし、すでに交付決定済みの案件の施設又は設備の一部又は全部を本事業に活用するにあたり、財産処分の手続きが必要になる場合があるため、事前に総合通信局等に相談されたい。

【財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域】

問16 「財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域」について、「その他特に必要と認める地域」はどのような観点で決められるのか。

(答)

基本的な考え方として、

①市町村全体では財政力指数は0.5よりも大きい、合併前の市町村単位では0.5以下の場合
②財政力指数は0.5を超えているが、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像の視聴環境の構築に資するという本事業の趣旨に照らし、この事業を行う必要があると認められる場合、等を想定している。

②の場合については、例えば、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の観点については、特に災害対策を講じることとされている地域等を想定している。「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域指定市町村」(1都13県139市町村)や「首都直下地震緊急対策区域市区町村」(1都9県309市区町村)が例である。

※原則として申請する会計年度の前々年度の財政力指数を用いる。

【在庫品について】

問17 在庫品を使用して本事業を実施した場合、これを補助対象経費として計上することは可能か。

(答)

原則、交付決定前の事前着工と区別がつきにくい行為であることから、補助対象外経費として処理することが望ましい。

ただし、補助事業者が以下の項目の全てに該当する場合は、補助対象経費に計上し得る。

- ①【交付申請時】慣習等により恒常的に予め一定の在庫品を保有していること(直近数年の物品管理台帳や棚卸し時の在庫品リスト等(各年度末のもの(2年分等))の書類により在庫品の保有を確認できること)
- ②【交付申請時】在庫品の単価の妥当性が相見積書等により確認できること。具体的には、在庫品の単価が交付決定後に新たに調達する場合の単価と同額かそれ以下の額であること。
- ③【実績報告時】在庫品の払出請求日が交付決定日以降であること(①の物品管理台帳等の書類により、本事業に使用した日が確認できること)

なお、在庫品を使用して本事業を実施する事業主体が、在庫品の不足等のため、交付申請後に納品事業者から調達する物品を在庫品に加えた上で、補助対象経費として計上することについては、上記①～③に加えて、交付申請以降に納品される在庫品の単価が、現在の在庫品の単価と同額又はそれ以下の額である場合は、補助対象経費に計上し得る。

※物価上昇等のやむを得ない事情により、新たに調達する単価が在庫品の価格を超える場合は、総務省に相談すること。

【伐採】

問18 ケーブルの敷設のため伐採や竹木の枝の切除をする場合は補助対象に認められるか。

(答)

伝送路敷設に際し、伐採等(伐採ないし竹木の枝の切除)を要する場合、必要最低限の範囲で補助対象と認められる。申請に際しては、伐採等の予定の樹木を撮影した写真を提出し、実績報告書提出時には、伐採等の直前・直後の写真を提出し、伐採等を証する書類とすること。

【財産処分】

問 1 9 取得価格が 5 0 万円未満の財産は自由に処分してよいか。

(答)

取得価格が 5 0 万円未満の財産であっても、補助金の交付の目的を達成するために特に必要ないと認められるもの以外で処分制限期間を経過していないものについては、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは総務省に対して財産処分手続が必要となる。補助金の交付の目的達成のために必要な財産は事業ごとに異なるので、財産処分を検討する場合は必ず事前に総務省へ相談すること。

【災害復旧について】

問 2 0 災害復旧整備の事業申請を行うにあたって留意すべき点はあるか。

(答)

施越工事の承認を得た場合も、原則として承認後に契約を締結した工事等が補助の対象となり、承認前に着工した場合は補助対象とならない。特に、公設民営方式で運用されている場合、設備を貸与されている民間事業者が、自ら所有する設備の復旧工事と同じタイミングで復旧工事を行う可能性があるが、仮に当該工事の着工が施越工事の承認前である場合、当該工事は補助の対象外となるため留意すること。

また、承認がなされた場合でも、写真その他の証拠書類等により被災の状況及び工事のしゅん工並びに工事費の精算等が交付決定時まで確認できないものは補助対象とならないことがある。

早期の災害復旧に向け、施越工事の承認は申請後迅速に処理する。災害が発生し、設備の復旧工事を行うにあたって補助を考えているのであれば、速やかに管轄の総合通信局等に相談すること。

【更問】 災害復旧整備時に必要最小限の芯線は 8 芯であるが、資材が枯渇している等のやむを得ない理由により、必要最小限の芯数の納品を待ってからでは復旧事業に遅延が生じる場合は、上位芯数の芯線にて復旧することは可能か。

(答)

通常の事業であれば認められないが、災害復旧事業は早期復旧することを目的としているため、上位芯数にて復旧事業を実施することは認められる。その場合は、以下の 2 とおりが考えられる。

例 1 「8 芯 単価 1m 100 円・16 芯 単価 1m 150 円」が市場価格であったが、補助事業者の営業努力等により、16 芯の契約単価を 1m 100 円となる契約を締結するのであれば、8 芯を整備した場合と同額となるため、16 芯の全てが補助対象となる。
※もちろん、16 芯のうち 9 芯～16 芯を補助対象未使用芯として計上することも可能である。

例 2 「8 芯 単価 1m 100 円・16 芯 単価 1m 150 円」にて契約を締結し、16 芯の単価のまま整備をするが、16 芯のうち 9 芯～16 芯の部分を補助対象外として整備することも可能である。

【これまでの補助事業用Q & Aからの抜粋】

問1 事業費の上限額はあるか。

(答)

上限額は設定していない。

具体的な事業の計画内容が固まっているか、費用対効果の高いものか、目的を達成するために必要最低限の設備となっているか等の視点から総合的に審査を行い、予算の範囲内において交付決定を行うこととなる。

問2 当該事業の実績報告前に設備設置が完了した部分から順次サービスを開始することは可能か。

(答)

可能である。

問3 民間施設の一部のフロアを借り上げて設備を整備することは可能か。

(答)

当該施設の一部を設置スペースとして借用し、事業目的に沿った形で使用されることが明確に定められていること、補助事業で取得した財産等が取得財産等に関する処分制限期間程度以上に維持されることが長期の賃貸契約、協定書、覚書等により確保されているのであれば可能である。ただし、補助対象となるのは当該フロアに設置する設備費であり、施設の借用に係る費用は補助対象外となる。

【更問】 サーバ・ルータ等を事業主体が所有するセンター施設内に置くのではなく、保守契約をした事業者施設に置くことは可能か（サーバ等は事業主体に所有権があるものとする）。
また、事業整備エリア以外に設備等を設置することは可能か。

(答)

認められる。（当該機器については、補助事業で取得したものと判別できるように、事業主体が交付の目的どおりに事業に供されているか、責任を持って管理・確認することが必要。）

問4 「撤去費」はどういうものが補助対象となるのか。

(答)

1. 撤去費については、既存設備を撤去しなければ、補助事業が完結しないと認められる場合、補助金の対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事については補助金の対象とならない。なお、災害により生じた瓦礫の撤去も補助金の対象とはならない。

(例)

- 1) ケーブル関係：新たに敷設するケーブルと既設ケーブルが同一ルートである場合における既設ケーブルの撤去費用
・撤去する既設ケーブルについては、登録、届出の別や共聴施設等を問わない。
- 2) センター施設等の改修関係：補助対象事業で改修する部屋等における既存の壁・床等の撤去費用
- 3) 1)、2) により発生する廃材・産業廃棄物等の処分費
2. 以下の費用については、施設・設備の改修費用に該当するため、撤去費用ではなく、通常の工事費とする。
 - 1) 広帯域化等に伴うアンプの交換費用等
 - 2) 既設ラッシング、ハンガー等を一度取り外し、新たにケーブルを追加して、再度、一束化を行う場合の工事費用等
 - 3) アスファルトの掘削・埋め戻し費用等
 - 4) 電柱改修費用等

【更問】 撤去する施設の所有者と補助金事業の事業主体が異なる場合であっても、当該施設の撤去費は認められるのか。

(答)

原則認められない。例えば、電柱共架の場合、契約解除時のケーブル等の撤去は敷設者の責任においてなされることが一般的であり、撤去費については敷設者が負担すべきものである。敷設者が負担すべき撤去費を補助金で負担することは、本来負担しなくても良い費用を負担していることになり、補助金の対象事業として認めることには疑義が残る。また、自営柱に添架されている場合についても、施設の所有者の負担において撤去すべきものであると考えられるので同様である。

したがって、撤去費が認められるのは、自前の施設・設備を撤去する場合である。

【予備の機器について】

問 5 予備の機器は補助対象となるのか。

(答)

災害等による断線や停波などに対応するために必要性が認められる場合で、緊急時に自動的に切り替えられる仕組み（いわゆるホットスタンバイ）となっている場合は補助対象となる。ただし、基本設備以外に余分（補完的）に用意する機器及び施設故障対応用に保管しておく予備基板等は原則補助対象外である。

問 6 単独事業や他国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか。

(答)

事業主体が実施しようとしている事業の遂行に必要最小限であると認められるものは、施設・設備全体を補助金の補助対象とすることができるが、目的を異にする事業²と共用する施設・設備については、比例按分（例：面積按分等）の合理的な方法で按分すること。

※ 他事業との共有部分が多く、按分計算が複雑になる場合は、経理上の区分の明確化の観点から、共有部分全体を補助金の補助対象から外すことが望ましい。

【事例】 センター・局舎施設を図書館など別目的の施設と一体的に施工する場合で、面積按分を採用した場合。

（例：〇〇市多目的施設）

〇〇市センター施設（Ａ） ※補助事業部分	〇〇市図書館（Ｂ）
	共用部分（Ｃ）

→ 補助事業の専有面積（Ａ）と他施設（ここでは図書館）の専有面積（Ｂ）により、建物工事の出来高を按分する。共有部分（Ｃ）については、（Ａ）と（Ｂ）の面積の比率で按分する。

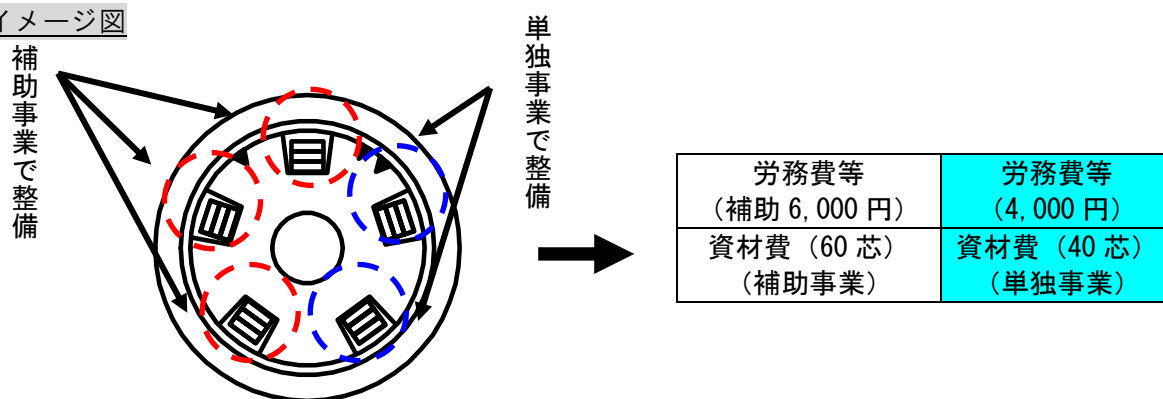
² 例えばラックであれば、役所内部の電算用のＰＣを配置したり、センター施設であれば、図書館を併設したり、社員食堂を整備したりするなど、整備の目的が本事業と相違する場合。

問7 光ファイバー等敷設に係る他事業との費用の按分の方法はどうか。

(答)

資材費（光ケーブル）、雑材料、労務費、諸経費等について、芯数比により按分することとする。
例えば、100芯のケーブルを敷設するとして、補助事業で敷設するものが60芯、単独事業で敷設するものが40芯であった場合、資材費（光ケーブル）の芯数比でそれぞれの費用を按分することとする。なお、数量や部材単価が個々に示せない工事費（諸経費等）や雑材料費については、補助事業使用芯数と他事業の使用芯数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）により補助対象経費を算出する。

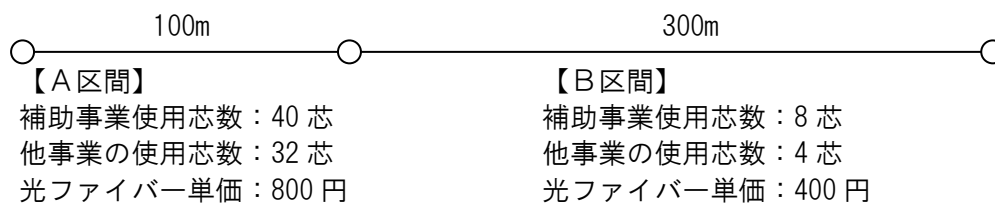
イメージ図



【光ファイバーの部材費の按分方法】

光ファイバーの部材費については、区間毎に補助事業使用芯数と他事業の使用芯数の比率から按分距離に換算し、光ファイバーの単価（/m）を乗じて補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{補助事業使用芯数}}{\text{補助事業使用芯数} + \text{他事業の使用芯数}} \times \text{距離} \times \text{光ファイバー単価}$$



$$\bullet \text{ A区間補助対象経費} = \frac{40 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} \times 800 \text{ 円} = 44,444 \text{ 円}$$

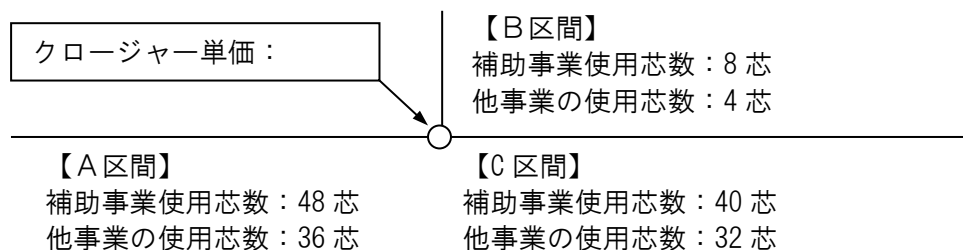
$$\bullet \text{ B区間補助対象経費} = \frac{8 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} \times 400 \text{ 円} = 80,000 \text{ 円}$$

※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。ただし、共用部分と見なしうるのは、補助事業使用芯数に照らして、必然的に発生し、かつ、過剰でない余剰芯数に限る。

【光ファイバー以外の部材費の按分方法】

光ファイバー以外の部材費（例えばクロージャー）については、補助事業の使用芯数と他事業の使用芯数により部材単価を按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{補助事業使用芯数}}{\text{補助事業使用芯数} + \text{他事業の使用芯数}} \times \text{部材単価（/m）}$$



$$\bullet \text{クロージャー補助対象経} = \frac{48 \text{ 芯}}{48 \text{ 芯} + 36 \text{ 芯}} \times 20,000 \text{ 円} = 11,428 \text{ 円}$$

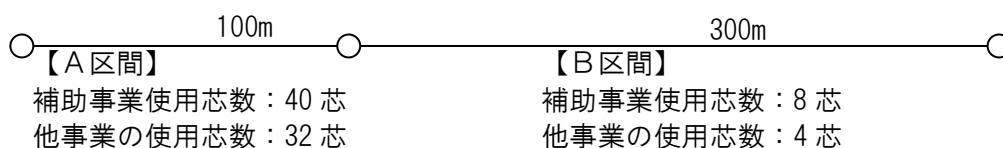
※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。ただし、共用部分と見なすのは、補助事業使用芯数に照らして、必然的に発生し、かつ、過剰でない余剰芯数に限る。

【工事費（共通経費も含む）の按分方法】

光ファイバーの敷設工事など、区間毎に補助事業使用芯数と他事業の使用芯数の比率が異なり、それぞれの区間の工事費を明確に示せない場合は、光ファイバーの敷設工事等の全体経費を、光ファイバーケーブルの整備（使用）計画等で示した補助事業使用芯数と他事業の使用芯数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）で按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{按分比率} = \frac{\text{補助事業使用芯数の距離換算値}}{\text{補助事業使用芯数の距離換算値} + \text{他事業の使用芯数の距離換算値}}$$

$$\text{補助対象経費} = \text{光ファイバーの敷設工事費等} \times \text{按分比率}$$



光ファイバー敷設工事費合計：1,000,000 円

$$\bullet \text{補助事業距離換算値} = \frac{40 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{8 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 255.6\text{m}$$

$$\bullet \text{他の事業距離換算値} = \frac{32 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{4 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 144.4\text{m}$$

$$\bullet \text{按分比率} = \frac{255.6\text{m}}{255.6\text{m} + 144.4\text{m}} = 0.639$$

$$\bullet \text{補助対象経費} = 1,000,000 \text{ 円} \times 0.639 = 639,000 \text{ 円}$$

【更問】 一芯の光ファイバで、波長を変えて通信・放送を流す場合（いわゆる1芯3波方式）には按分を行う必要があるか。

（答）

一芯の光ファイバの場合は、通信・放送が物理的に不可分であるため、基本的に按分を行う必要はない（一芯の光ファイバを通信のみのために整備する場合と比べ、整備額が高額となる場合を除く）。

なお、局舎等において通信波を流すことに特化した機器を整備・設置する場合には、当該機器は補助対象外となる。

【光ファイバーの整備の基準】

問8 FTTH化に伴い光ファイバーの整備に基準はあるのか。

（答）

FTTH化に伴う必要最低限の整備のみが補助対象となり、現用芯1芯に必要最低限の保守芯を加えたものが光ファイバーの整備の基準となる。

問9 補助事業と併せて把握すべき「一体施工工事（補助対象外部分）」の範囲は何か。

（答）

一体施工工事の定義は「補助対象工事と関連性のある工事をいい、原則として、補助事業の施工業者と同一の業者が同一時期に同一場所で施工する工事」である。

【更問】 出精値引きの取扱いについて

（答）

値引きについて一体施工工事（補助対象外部分）のみ優遇した場合、補助事業の負担が過度に多くなるため、値引きについても按分すること。実績報告の際には、請求総括表又は内訳書に出精値引きを項立て計上すること。

- ① 支出項目毎（契約単位）で値引きされている場合は、その項目に占める補助事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。
- ② 事業全体の経費から値引きされている場合は、全体事業費に占める補助事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。

問10 設備の設置のために床上げ工事を行うが、補助対象となるか。

（答）

設備の設置に必要な部分のみの工事を補助対象とする。

問11 緊急性があったため、一部設備を単独経費で設置してしまったが、その経費は認められるか。

（答）

交付決定前に着手した工事等に要する経費は補助対象として認められない。

ただし、災害復旧等の公益上真にやむを得ないと認められる場合に、予め総務省の承認を受けて実施するもの（施越工事）を除く。

問 1 2 迅速なシステム導入を図るため、当該地域に精通している事業者と随意契約を結んでよい
か。

(答)

自治体、第三セクター法人とも、原則として競争入札とする。例外的に随意契約を行う場合は、地
方自治法等の定めに基づき適正な契約手続きを行うこと。

問 1 3 納品時期が遅れ、8 芯ケーブルが入手できない。早期に入手できる 1 2 芯ケーブルを 8 芯
区間にも用いることとしたい。全額補助対象としてよいのか。

(答)

納期を理由に上位スペックの機器等を採用することは認められない。ただし、上位スペックの機器
等であっても元々採用を予定していた機器等の価格の範囲内で納入されるのであれば、補助対象と認
めることもある。

問 1 4 補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補
助事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。

(答)

- ① 事前に事故報告が必要であり、早めに報告・相談を行うこと。
- ② 繰越は、事業主体の責に帰さない不可抗力の理由等がなければ原則不可。
- ③ 繰越を行うことになる場合でも、年度終了時に年度終了実績報告書の提出が必要。
- ④ 事故報告に記載した工事完了予定日に間に合わない場合は、再度事故報告が必要。

問 1 5 交付申請時、実績報告時の経費処理における留意点はあるか。

(答)

以下の点に留意願う。

(1) 小数点以下の端数処理方法

金額、単価、時間などの経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準（国等の
債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号））に準じ、原則、切り捨てと
する（次の（3）③の経常利益率を除く）。

ただし、補助事業者で定める各種規程等において端数処理方法を規定しており、総務省担当職員と
の事前協議において適正性が認められた場合、その規程の適用を認めることができる。

(2) 外貨建て取引経費の円換算

- ・ 海外からの調達等、外貨建て取引経費の円換算は、補助事業者の規程等によるレートを使用する
こと（その際、レート換算の証拠書類を添付）。
- ・ 為替差益損については、経費の対象外とする。

(3) 自社、100%子会社等又は協議会等の構成員から調達を行う場合の利益排除

補助事業者が、下記の者から調達を行う場合は、最低価格落札方式（※）による一般競争入札により選定を行った場合で、かつ、下記の者以外のものからも応札があった場合を除き、利益排除しなければならない。

※最低価格落札方式（自動落札方式）：定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式（競争契約の原則的選定方式）。

- ・補助事業者自身
- ・補助事業者の100%出資の子会社、孫会社等、又は親会社
- ・協議会等の構成員及びその100%出資の子会社、孫会社等、又は親会社

なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が採用できない場合は③を適用すること。

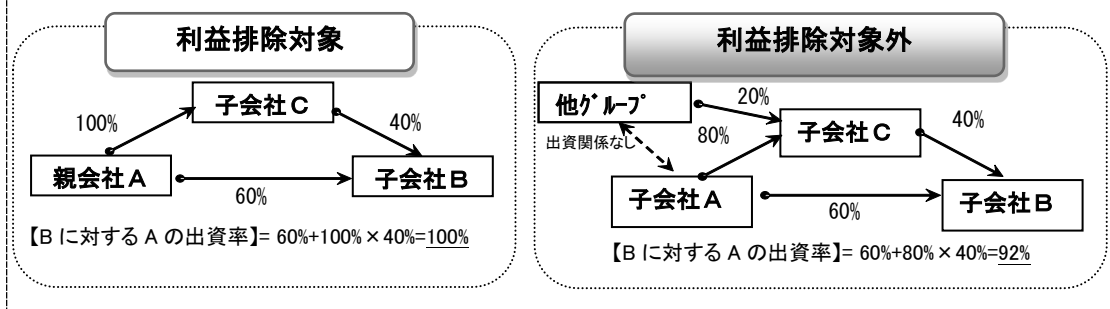
＜利益排除の方法＞

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 子会社等との間で利益率または手数料等が取り決められている値を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告（損益計算書）における経常利益率をもって利益相当額の排除を行う方法。ただし、決算上赤字等（決算書上の利益が赤字若しくは0の場合）の場合は、利益相当分の排除の必要はない。また、経常利益率については、小数点第2位以下を切り上げた数値（X.X%）とする。

※③の場合は、実績報告時点の直近の確定決算における値を使用する。

＜100%出資の考え方＞

親会社Aが子会社Bに100%出資していない場合でも、親会社Aが別に出資する子会社Cを通じて、実質上100%出資している場合には、利益排除の対象とする。



・事業期間中の変更について

事業期間中に出资比例が変動して、新たに100%子会社等となった場合、もしくは100%子会社等ではなくなった場合、出资比例変更日以降から、計上方法を変更すること。

・発注経費の妥当性を証する書類

利益相当分を排除した額を計上するとともに、発注経費の妥当性を証する書類を提出すること。

VIII 参照条文

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）（抄）

（補助金等の交付の条件）

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2～4 （略）

（事情変更による決定の取消等）

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業
(ケーブルテレビ光化等整備支援事業) 実施マニュアル

令和7年4月発行

(問い合わせ先)
総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室
高度化推進係
電話 03-5253-5808